

平成18年第5回朝日町議会定例会会議録(第2号)

平成18年9月19日(火曜日)午前10時00分開議

議事日程(第2号)

第 1 一般質問

第 2 認定第1号から議案第56号まで

(委員会付託)

第 3 陳情

(委員会付託)

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第1号から議案第56号まで

(委員会付託)

日程第 3 陳情

(委員会付託)

出席議員(10人)

1番 水野仁士君
2番 長崎智子君
3番 脇 四計夫君
4番 水島一友君
5番 大森憲平君
6番 梅澤益美君
7番 中陣將夫君
8番 廣田 誼君
9番 稲村 功君
10番 吉江守熙君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君				
助	役	永口明弘君				
教	育	長	永口義時君			
総	務	部	長	竹内寿実君		
民	生	部	長	吉田進君		
産	業	部	長	朝倉茂君		
秘	書	政	策	室	長	山崎富士夫君
総	務	課	長	林和夫君		
財	務	課	長	大村浩君		
住	民	課	長	数家善継君		
健	康	課	長	竹内忠志君		
産	業	課	長	大井幸司君		
建	設	課	長	小川雅幸君		
出	納	室	長	澤田雅文君		
あさひ総合病院						
事	務	部	長	九里正憲君		
消防本部総務課長				善万敏雄君		
教育委員会事務局長				稲荷優君		

職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	稲荷進
主			査	竹谷俊範

(午前10時01分)

開議の宣告

議長(吉江守熙君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(吉江守熙君) 本日の日程は、町政に対する一般質問及び上程案件の委員会付託、陳情の上程であります。

町政一般に対する質問

議長(吉江守熙君) これより、町政に対する一般質問を行います。

質問はお手元に配付してあります文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問以降に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初に、長崎智子君。

(2番長崎智子君登壇)

2番(長崎智子君) 2番、長崎です。議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件について質問いたします。

先に、このたび悠仁親王様のご誕生を心からお祝い申し上げますとともに、永く久しく健やかなご成長をお祈り申し上げます。

質問に入ります。

今回の議会は、従来議会とは大幅に異なり、代表質問のない議会でございます。12月に再度検討するとは存じますが、果たしてこのようなことが町民の求める町議会のあり方なのかいささか疑問に感じますが、議員の大多数の意志であり、従わざるを得ません。

私たちは、8月に行われた町議会議員選挙において、議員定数16名から10名に大幅減となった厳しい選挙戦により、町民の皆さんの代弁者として選ばれ、議員となったのです。多くの町民の皆さまの声に耳を傾けて、それを町政に反映させ、よりよいまちづくりのために働くことこそ議員に課せられた大きな責務であると信じております。

このようなわけで、一般質問の範囲内で質問させていただきますが、時間的制約もあり、

また今まで繰り返し質問してきた事柄も多くありますので、できるだけ再質問にならないよう、答弁は正確にかつ丁寧をお願いいたします。

件名1、自治振興会の育成について。

要旨(1)、自治振興会を実質的に振興、発展させていくための具体的な育成策についてでございます。

このほど、朝日町助役に就任されました永口助役のあいさつの中で、自治振興会の育成・充実ということが新聞報道されておりました。このことは、私が平成18年第2回6月の定例議会において質問いたしましたとき、総務政策課長の答弁の中でも自治振興会を効果的に活用できるよう支援していくという意味の発言をしておられます。また、朝日町役場のホームページにおいても同様のことが掲載されております。

行政はもとより町民といたしましても、それが望ましいスタイルであるということは十分わかっていますが、そのことが今後どのような形となって機能していくのか、とても気がかりです。

それぞれの自治振興会が行う事業内容は、大体似たような内容のものと思われませんが、そのうちの一、二点を除いて、ほとんどが町、県、国と密接に関連のある内容ばかりでございます。また、自治振興会は、ご存じのとおり任意の団体です。人はおりますが、物や金は持っていません。

通常は、おおむね大過なく経過していくでしょう。しかし、災害が発生すれば、そうはいきません。一番大切な指揮権や、物や金の調達能力はありません。加えて、自治振興会の役員などは年ごとに交代する地区も多く、役員としての知識を熟知していないことも心配されます。

以上のような実態を踏まえ、それぞれ唱えておられます自治振興会の育成・充実策はどのように進めていかれるのかお聞かせください。

また、次のことについても、わかりやすく具体的にご説明をお願いいたします。

- 1、企画立案の段階から行政と密接に関係のある事業の場合、行政側はどこまで関与されるのですか。それとも、全面、振興会に委託されるのですか。
- 2、災害などの異常時において、指揮権はおるか何の強制権も持たない任意の団体に対して、指導・育成はどのようにされるのですか。
- 3、年ごとに人が入れかわる可能性のある自治振興会に対して、指導はどのようにされるのですか。

以上についてお願いします。

次に、件名2、防災対策について。

要旨(1)、防災に対する基本的な考え方について質問いたします。

これは、件名1の自治振興会の育成についてと密接にリンクしてくる質問でございますが、よもや地区の自治振興会に丸投げされるようなことはないと思っております。正確で信頼できる答弁をお願いいたします。

これも平成18年6月、第2回定例議会において、当時の総務政策課長は、平成18年度の主な防災施策といたしましては、自主防災組織の設立や取り組みに対する支援、備蓄用食材及び資機材の整備、避難場所の一覧表の作成・配布などと言っておられました。

そこで、お伺いいたします。

町内全地区に、自治振興会が設立されてから1年3カ月が経過し、本年度は既に半年が過ぎようとしています。18年度の防災施策のうち、次の4点について進捗状況をお伺いいたします。

- 1、全地区に自主防災組織が設立されましたか。
- 2、備蓄用食材及び資機材の整備は整いましたか。備蓄用食材の保管場所の安全性確保など、どのように考えておられますか。
- 3、広域避難場所のマークは直されましたか。
- 4、避難場所の一覧表や家庭用ハンドブックは作成されましたか。配布はいつごろになるでしょうか。

この家庭用ハンドブックの件につきましては、2004年10月23日に発生した新潟中越地震直後の2004年12月定例議会において、私が代表質問の中で質問して以来、言い続けてまいりました。それから2年、いまだに結果は見てきません。一体どう考えておられますか。

当時の議事録には、速やかに作成し、配布するとなっております。また、行政無線につきましても調査されたそうですが、まだ不十分と思われます。再度全地区を歩き、町民の声で確かめてください。

防災に関しては、町民の多くは、言われるまでもなく「自分のことは自分で」の考えのもと、整備はほぼ整いつつあると考えられます。しかし、どうしても行政の関与が欠かせない部分が多くあります。

防災対策は、くれぐれも後手に回らないようご努力をお願いいたします。

次に、件名3、第2児童館の新設について。

要旨(1)、第2児童館の新設要望についてお伺いいたします。

平成18年第2回定例議会における町民ふくし課長の答弁は、児童館を利用したくても利用できない子どもがいるのは事実であるが、それが第2児童館を整備して解決できるとは考えにくい。加えて、各地区に自治振興会が設立され、そこに児童館の役割を担わせることも期待できるといった内容であったと思います。

今の自治振興会の置かれている実情をわかっていらっしゃるのでしょうか。物理的にも経済的にも、児童館と同じ役割は絶対に望めません。どんな根拠に基づいての答弁なのか、とても理解に苦しみます。第2児童館を整備しても利用できない子どもの解決策にならないというのも、極めて狭い考えに基づく理論であると思います。

参考までに、児童館の2月までの利用者数は5,714名。学校別では、さみさと小学校校下が5,377名で全体の94.1%、あさひ野小学校校下が288名で5.0%、五箇庄小学校校下、49名で0.9%となっております。

なお、泊地区は4,994名で、これは全体の87.4%ということですが、これこそ一極偏重の最たるものと言わねばなりません。

これでは、さみさと小学校校下以外の子どもたちは、放課後、あるいは土曜・日曜日にも集い学べる「やかた」がないわけですから、とても不幸なことだと考えます。

朝日町管内の行政、特に子どもたちには平等に恩恵をこうむるよう配慮すべきであり、第2児童館の新設をぜひ検討していただくよう要望します。

今の児童館の建設に関しても、担当課長が設立は困難であると答弁している中、町長が引き取って、みずから設立すると答弁なさいました。その時点で設立の場所も規模も既に決定済みであり、議会における十分な議論もなく、初めに決定ありきという強引な手法であったかと思います。

あの当時、建設できないのは、予算上の問題が最大のネックとなっていたと記憶していますが、とにかく何でもだめではなく、どうすればできるのか、プラス思考で最大の努力を惜しまず取り組んでください。

「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」この実現は、まず人づくりです。人づくりは、大切な子どもたちからです。子どもたちを真剣に見て、子どもたちの声を聞いて、その上公平に活動し成長できる場所を与え、朝日町の将来を託したいものです。どうぞよろしくお願ひいたします。

終わります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの長崎智子君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、自治振興会の育成について及び件名2、防災対策について、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） それでは、長崎智子議員、件名1、自治振興会の育成についての要旨(1)、自治振興会を実質的に振興、発展させていくための具体的な育成策についてお答えいたします。

自治振興会につきましては、平成17年度におきまして、町内に10ある地区をそれぞれ1つの自治組織としてとらえ、各地区において町内会を初め、地区公民館、地区体育協会、地区社会福祉協議会など、地区内の各種団体が「住民がみずからの知恵で自分たちの地域を考え、守り、築いていく」といった住民の自主性・主体性の理念のもとにまとまったものであり、全地区において自治振興会が組織化されましたことは、ご案内のとおりであります。

また、自治振興会には地域に根づいた芸能文化の継承を初め、地区の施設の管理・運営やスポーツ大会、文化祭、敬老会のほか、地区ごとの独自性のある事業の発展を目指すとともに、地域の防災や安全に関する活動も自主的に行われているものと考えております。

各種事業における自治振興会と町とのかかわりにつきましては、地区が主体となって行われる事業では、従来から住民の方々が率先して行ってきた経緯があり、このたびの自治振興会の組織化により、自治振興会の理念である自主性、主体性が発揮され、今まで以上に地区の特色が生かされた事業が展開されるものと期待しております。

また、それぞれの地区においては、人口や地形、歴史など、その地区ならではの特性があり、課題もさまざまであることから、町といたしましては、各地区在住の町職員を地区の担当とし、画一的ではなく、地区の実情に即した支援ができるよう努めているところであります。

自治振興会における災害時などの対応につきましては、それぞれの自治振興会におきまして、安全や安心に携わる防災担当部が設置されており、町と自治振興会がお互いに連携を図りながら災害に対して取り組むことが重要であると考えております。

また、地区の担当役員の交代につきましては、役員が変更になられましても、連絡などに支障がないように、今後もより一層自治振興会と連携を密にしながら育成・支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、件名2、防災対策についての要旨(1)、防災に対する基本的な考え方について

お答えいたします。

近年、全国各地において、地震、台風、大雨による風水害や土砂災害、雪害などが多発する中、町民の災害に対する関心が高まっております。また、当町では、過去に集中豪雨による河川災害や土砂災害、沿岸部における高波など、自然災害に見舞われてきた歴史から、これまで治山治水事業、護岸事業の推進や防災行政無線の整備、防災意識の普及啓発など、防災体制の充実強化に努めてきたところであります。

ご質問の自主防災組織の設立や取り組みに対する支援につきましては、4月に各自治振興会の会長及び防災担当部役員の方々を対象に、自主防災組織についての説明を行い、その後要望のあった地区へ出向き、説明会を開催しているところであります。

あわせて、自主防災組織における地域防災力の向上を図るため、自主防災組織に対し30万円を上限に防災資機材の整備に対する「朝日町自主防災組織補助金」を創設し、支援を行っております。

町内の自主防災組織は、現在10組織が設立されており、加入世帯は680世帯で、町の全世帯の13.2%の組織率となっております。また、近く設立予定の組織が6組織あり、着実に進んでいるものと考えております。

次に、備蓄用食料及び資機材の整備につきましては、アルファ米、ミネラルウォーター、災害救助用毛布、防水シートの購入事務を進めているところであり、その保管場所については、役場庁舎内にて保管することとしております。

また、日本赤十字社富山県支部より救護用テントの配備を受け、防災活動への支援という観点から、各地区へ1張りずつテントを配付したところであります。

避難場所への誘導標識のマークにつきましては、消防庁は、新設する避難標識については極力新しい表示を使用する。また、既設の標識についても、可能であれば新しい表示に更新していくよう指導をしていますが、新設・既設とも新しい表示の使用についての法的拘束力や義務はありませんことから、現在、町内に設置してある広域避難場所への誘導標識につきましては、更新時におきまして書きかえをしていきたいと考えております。

また、災害時の避難場所につきましては、住民の安否確認をする「一時避難場所」を地区において選定していただき、その次に避難する公共的な施設である「地区避難場所」については、地区と町において協議いたしまして選定することとしており、自治振興会と協議しながら進めていきたいと考えております。

家庭用の防災ハンドブックにつきましては、今ほど申し上げました避難場所の選定などを

踏まえまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、第2児童館の新設についてを、民生部長。

〔民生部長吉田 進君登壇〕

民生部長（吉田 進君） 長崎智子議員、件名3、第2児童館の新設についてお答えいたします。

子どもたちが健康な体と心を持ち、個性豊かで健全に成長する姿を思いやることは、子を持つ親の切なる願いであると認識しております。今や少子高齢化の進展する社会的な趨勢にあっては、核家族化、女性の就労意欲と社会進出の機会の増大、地域のきずなと連帯の希薄化など、家庭と地域における子どもの養育機能の低下が危惧されており、地域社会が一体となって親の子育てを支援していく必要性が増してきております。

昨年7月に開設いたしました児童館は、こうした家庭と地域を取り巻く社会環境の変化に対応した子育て支援の一環として、子どもたちが安全で、自由に遊ぶことができる健全育成の拠点施設として設置したところであります。

子どもの安全な遊びの場としては、各地区の公共的な施設の利用も考えられますので、自治振興会を通じ、地区の皆様の意見をお聞きしながら、地区の子どもたちのよりよい環境づくりと子育て支援に努めてまいりたいと、かように考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

2番（長崎智子君） はい。

議長（吉江守熙君） 次に、大森憲平君。

〔5番大森憲平君登壇〕

5番（大森憲平君） 5番の大森憲平です。平成18年第5回朝日町議会定例会におきまして、議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件について質問させていただきます。

質問に入る前に、天皇家におかれましては、秋篠宮の悠仁親王のお誕生、本当におめでとうございます。最近、殺人や事故などの暗いニュースばかりでありましたが、親王様のご誕生で国民全体が明るく喜んでいる次第でございます。お健やかな育ちを願いまして私の質問に入らせていただきます。

1 件目の住民要望についてお伺いいたします。

要旨(1)の一般県道山崎草野線と一般県道山崎泊線の拡幅についてお伺いいたします。

要望場所については3カ所出ていると思いますが、まず1つ目は、桜町地内の一般県道朝日宇奈月線の交差する近辺であります。また近くには信号機付きの交差点もあり、大型車もなかなか通行しにくいところでもあります。この場所の拡幅についても何度も質問されているし、要望も地区から出ていると思います。なかなかよくなるのが現状ですが、現在どのような状況なのかお聞かせください。

2つ目の場所は、高畠地内、スーパー農道の交差点から長野地内の拡幅が終わっているところまでのところでございます。この場所も何度も要望されていると思いますが、どのような状況なのかお聞かせください。

3つ目の場所は、一般県道山崎泊線の谷地内の公民館付近ですが、この場所もどのようになっているのかお聞かせください。

次に、要旨(2)の田園地帯の町道、県道の汚れについてお伺いいたします。

最近、田園地帯の町道や県道を通ると、道路上に土の塊や草を刈ったものが散らばっているのがよく見受けられます。特に春先や秋ごろに多く放置されているのを見るのも私だけではないと思いますが、町当局はこのような状況をどのように見ておられるのか。また、どのように対処されているのか。それから、道交法などの関係で当事者に指導などできないものかお伺いいたします。

要旨(3)の飲酒運転撲滅の啓発についてお伺いいたします。

飲酒運転は、今、社会的な大問題になっていることは、周知のとおりでございます。特に飲酒による人身事故やひき逃げ事故などメディアを騒がせておりますが、町ではどのような飲酒運転撲滅の啓発を行っておられるのか。また、職員にどのように指導されているのかお伺いいたします。

次に、2件目の有害鳥獣についてお伺いいたします。

この問題も議会の質問ごとによく出てくる件名でございますが、それだけ町民が関心を持っておられるわけでありまして。よろしくお伺いいたします。

要旨(1)の被害状況及び対策についてお伺いいたします。

カラス、猿、熊、ハクビシン、イノシンなどが朝日町で問題になっている有害鳥獣だと思います。その各種の被害状況はどのようになっているのか。また、その対策をどのようにされているのか。そして、駆除状況や被害金額などわかればお聞かせください。

要旨(2)のイノシシ対策についてですが、要旨(1)の質問の中に入っていました、最近よく出没していると聞いておりますので、少し詳しくお尋ねいたします。

昨年の秋ごろから山沿いによく出没しているとお聞きしますし、南保地区でも100キロ以上の成獣が射殺されたとのことですが、被害や出没状況などお聞かせください。

また、隣の石川県でもイノシシの被害が、二、三年前からよく出没するようになり、いろんな対策をされていると聞いています。視察などされておられるのか。されておられるなら、その様子をお聞かせください。

次に、要旨(3)の有害鳥獣対策協議会の状況についてお伺いいたします。

今、朝日町に幾つかのこの協議会が設立され、どのような活動をされているのか。また、協議会同士の交流や、他の市町村の協議会との交流などをされているのか。また、各協議会への助成などどうなっているのかお聞かせください。

次に、3件目の学校問題についてお伺いいたします。

要旨(1)の小・中学校の学校評価制度についてですが、文部科学省は第三者が小・中学校の現状を、「極めて優れている」から「要改善」までの5段階で判定する、いわゆる第三者評価を試行的に始めるとのことですが、当局はどのように受けとめておられるのかお聞かせください。

そして、この制度の目的は、義務教育の質の保障とも言われていますが、当局のお考えはどうか。また、この制度を出された学校評価の基準に関する調査研究者会議とはどのような機関なのか。また、どのようなメンバーなのかお聞かせください。

次に、要旨(2)の教員免許の更新についてお伺いいたします。

今、文部科学省で教員の免許の更新制度が検討されているとのことですが、この制度の目的は何か。実施はいつごろになるのか、わかればお聞かせください。

最後に、要旨(3)の小・中学校での不登校、いじめ等の状況についてお伺いいたします。

今、町の小・中学校でどのくらいの児童が学校に来ていない、いわゆる不登校がおられるのか。また、いじめなどが行われているのかお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの大森憲平君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、住民要望について、要旨(1)、(2)及び件名2、有害鳥獣について、産業部長。

〔産業部長朝倉 茂君登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名1の住民要望についての要旨(1)であります一般県道山崎草野線と一般県道山崎泊線の拡幅についてお答えをいたします。

県道山崎草野線の長野地内から桜町地内における県道拡幅改良事業につきましては、平成2年度より事業着手され、改良延長約1,100メートルのうち、長野地内から桜町団地までの約900メートルの区間につきましては、平成13年度までに拡幅整備されましたが、残りの桜町地内の主要地方道朝日宇奈月線までの約200メートル区間につきましては、地元関係者と鋭意説明、協議を行ってまいりましたが、計画法線などについて合意に至らなかった経緯につきましては、ご案内のとおりであります。

その後、地元町内会の要請を受けまして、入善土木事務所や沿線関係者と協議を行った結果、用水路を暗渠化して道路改良工事を行うということで合意し、現在、下流からその改良工事を進めているところであります。

県道山崎泊線の長野交差点からスーパー農道までの間約220メートルにつきましては、町から富山県への重要要望事項として要望活動を行っているところでありますが、昨今の厳しい財政事情の中で事業化に至っていないのが現状であります。

また、谷地内の笹曳橋から岩井谷地内までの区間約470メートルにつきましては、平成14年度より測量調査や設計作業が行われてきたところでありますが、一部地権者の理解が得られず、現在、事業を中断しているのが現状であります。

いずれにいたしましても、これからの事業実施に当たりましては、地権者の協力が不可欠であり、今後とも地元関係者の理解と協力を得ながら、県など関係機関に事業の促進を働きかけてまいりたいと考えております。

次は、要旨(2)の田園地帯の町道、県道の汚れについてであります。

田園地帯におきましては、春の田起こし、荒くり、代かき時期や稲刈り時期などにおいて、トラクターやコンバインなど、農業機械についた土が道路上に散乱し、車両や歩行者の通行に迷惑をかけている状況を至るところで見かけることがありますが、基本的には県道や町道など、公道に土などを散乱させた場合は、当事者において清掃・撤去することは当然のことです。

このことから、今後、生産組合長会や農事懇談会などを通じて、農作業後の路面清掃について周知を図ってまいりたいと考えております。

次は、件名2の有害鳥獣についてであります。

猿や熊などの有害鳥獣による農作物や人への被害につきましては、当町のみならず全国的

にも大きな社会問題となっております。

各鳥獣による主な被害状況であります。カラスは田植後の苗の踏み荒らし、猿やハクビシンにつきましては、野菜など農作物の食害被害が多くを占めております。

4月から9月11日現在まで、当町における銃器による捕獲数は、カラスが168羽で、猿が69頭であります。

また、農作物の被害額につきましては、自家消費野菜の被害がほとんどであることから、被害額の算出は困難であります。

次に、イノシシ対策であります。ことしに入り、朝日町管内では、南保・笹川・山崎地区において出没跡を確認されております。

このことから、この6月に有害鳥獣捕獲隊員と町の担当でイノシシ対策の先進地であります石川県小松市へ視察研修を行い、そこで得た知識や情報を各地区の有害鳥獣対策協議会において説明・報告し、注意喚起を行ってきたところであります。

さらに、朝日町猟友会の協力を得まして、イノシシ用の捕獲おりを2基準備し、今後、人的被害のおそれや出没状況などに応じ、設置してまいりたいと考えております。

次に、各地区における有害鳥獣対策協議会の活動状況についてであります。当町におきましては、現在、山崎、笹川・泊一区、宮崎、南保地区の4地区において有害鳥獣対策協議会が設立されておりますが、その主な活動内容といたしましては、里山空間整備事業としての下刈り作業や管内の有害鳥獣対策の現地視察研修、有害鳥獣にかかる勉強会などの活動を行っておりますが、各地区によって地形条件等が異なることから、地域の実情に合った活動を模索されているところであり、今後、捕獲隊との連携も視野に入れた、より効果の上がる対策を講じてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

次に、件名1、住民要望について、要旨(3)を、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） それでは、大森憲平議員、件名1の住民要望について、要旨(3)、飲酒運転撲滅の啓発についてお答えさせていただきます。

去る8月25日の福岡市職員の飲酒運転により若い命が奪われるという痛ましい事故が発生し、全国的にも飲酒運転に対する批判が高まっております。

「平成17年中富山県内の交通事故発生状況」によりますと、人身事故7,722件のうち110

件、率にして1.4%が飲酒による事故であります。また、死者総数79人のうち12人、率にして15.2%が飲酒事故による死者数となっており、飲酒運転は死亡事故に結びつきやすい、極めて危険な行為であると言えます。

交通安全対策の取り組みといたしましては、春と秋の全国交通安全運動、夏と年末に交通安全県民運動を展開しており、いずれも飲酒・暴走運転等の悪質で危険な運転の追放を重点に掲げ、警察、町、交通対策協議会、黒東交通安全協会等の推進機関・団体、地域が相互に連携し、交通ルールの遵守に取り組み、町内に広く啓発しているところであります。

入善警察署では、警察署管内での飲酒検問を一層強化し、取り締まりを徹底していくとのことであります。

町といたしましても、9月21日から30日まで実施されます秋の全国交通安全運動の期間中において、飲酒運転等の撲滅・追放を呼びかけ、今後も安全運転意識の一層の高揚や安全運転管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、職員に対しましては、機会あるごとに、全体の奉仕者である職員として各種法令を遵守し、町民の模範となるよう指導に努めるとともに、飲酒運転の絶対禁止、交通法規の遵守並びに安全運転の励行を徹底しているところであります。

さらに、昨今の飲酒運転による事故多発の状況を踏まえ、改めて職員に指導いたしたところであります。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、学校問題についてを、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 稲荷 優君 登壇〕

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 件名3、学校問題について、要旨(1)、小・中学校の学校評価制度についてお答えいたします。

学校評価制度につきましては、平成14年4月に小学校設置基準及び中学校設置基準が制定され、学校の自己評価及び情報提供に関する規定が示されたところであります。

また、本年3月には、文部科学省から、学校評価の目的、方法、評価項目、結果の公表等について記載した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が発表されたところであります。

これに先立ち、富山県教育委員会では、平成17年度から3年間にわたり、「とやま型学校評価システム推進事業」として学校評価に取り組んでいるところであります。

このとやま型学校評価システムでは、対象となる年度の重点目標を明確にするとともに、目標達成のための計画、立案、そして実践の後、その結果について自己評価、外部評価を行い、広くその内容を公表するものであります。

この評価システムの導入については、1、学校経営にかかわる課題や成果を明らかにし、目標を重点化することにより、学校運営や教育活動の改善が図れること。2、教職員が学校運営への共通理解と参画意識を持って具体的な教育活動の実践に取り組むことができること。3、教職員以外の意見や評価を取り入れ、評価の客観性を高め、保護者、地域ニーズを教育活動に反映させること。4、教育計画や評価結果の公表により、学校の説明責任を果たし、保護者や地域の方々との信頼関係を築くといった意義があることと考えております。

当町では、すべての小・中学校において、平成17年度からとやま型学校評価システムを導入し、自己評価、外部評価を行い、学校評議員、保護者に公表しているところであります。

この学校評価システムの目的は、あくまで評価結果を学校の改善に結びつける継続的なシステムを定着させるところにあり、このことが学校におけるさまざまな質の向上につながるものと考えております。

また、お尋ねの「学校評価の推進に関する調査研究協力者会議」は、学校運営の改善を図るために、今後の学校評価システムの定着、改善充実、その他の学校評価の推進のために必要な方策等に関し、総合的な調査研究を行うことを目的に、本年7月に外部の有識者、教育委員会関係者17名をもって文部科学省で組織され、現在まで2回の会議が開催されております。

次に、要旨(2)、教員免許の更新についてお答えいたします。

文部科学大臣の諮問に応じる中央教育審議会は、平成13年12月にまとめた「今後の教員免許制度の在り方について」の中間報告で、教員免許更新制を導入するとともに、1、指導力不足教員などに対する人事管理システムを早急に構築する。2、教員免許状を取り上げる条件を整える。3、教職10年の経験がある教員に対しては、個々の勤務成績に応じた研修を実施するなどの資質向上策が提言されました。

教員の質をめぐっては、近年、指導力不足で学級崩壊を招いたり、わいせつ行為や体罰など不祥事を起こす教員への国民の批判が高まっており、中央教育審議会は免許更新の議論を加速させてきたところであります。

平成14年2月の中央教育審議会答申、「今後の教員免許制度の在り方について」の提言を踏まえ、平成14年7月に教育職員免許法が改正されました。その内容として、1、各学校段

階間の接続の円滑化と小学校の専科指導の充実を図る。2、すぐれた社会人の一層の登用を図る。3、教員に対する信頼の確保を図る観点から、教員免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化することなどが挙げられます。

さらに、中央教育審議会では、本年7月11日に「今後の教員養成・免許制度の在り方について」の答申が取りまとめられ、教員免許更新制度の導入は、学校教育を取り巻く激しい変化に対応するためには、養成段階を終了した後も、その時々で求められる教員として必要な資質能力が確実に保持されることが必要であるとの観点から、教員免許状に有効期限を付し、その到来時に知識・技能の刷新を図るための方策として提言されております。

また、教員が更新後の10年間を保障された状態で、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ていくという前向きな制度であると明示しております。

なお、現職の教員を含む、現に教員免許状を有する者の取り扱いについては、公教育に対する保護者や国民の信頼にこたえるためには、教員免許状更新の基本的な枠組みを適用することが適当であるとしております。

いずれにしましても、教員免許更新制度につきましては、今後、この答申を踏まえて国のほうで法律改正の論議が行われることから、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)、小・中学校での不登校、いじめ等の状況についてお答えいたします。不登校とは、30日以上病気やけが以外で長期欠席することをいい、平成17年度においては、当町の小学校ではありませんが、中学校では10名の不登校生徒がおります。

不登校の理由や態様につきましては、複合的な要因で不登校になったもので、友人関係をめぐる問題で2名、家庭の生活環境の急激な変化で1名、親子関係をめぐる問題で2名、家庭内の不和で1名、その他本人にかかわる問題で4名であります。

不登校生徒の対応につきましては、その生徒の不登校の問題について全教師の共通理解を図り、生徒とのふれあいを多くして全体で指導に当たる体制をとっております。また、中学校教諭であるカウンセリング指導員が週1回、担任教師や学年主任などが随時家庭訪問を行い、本人、保護者と面談を行い、学校への関心度を高めることや、学業や生活面での相談に乗るなど、さまざまな指導・援助を行っております。

このようなことにより、学校へ登校する、またはできるようになった生徒は6名おります。

次に、いじめについてであります。いじめとは、1、自分より弱いものに対して一方的に、2、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、3、相手が深刻な苦痛を感じているものに

ついていきます。

いじめの状況につきましては、平成17年度は小学校ではありませんでした。中学校では2件あり、その内容につきましては、冷やかし、からかい、持ち物隠し、仲間はずれ、こづき等でありました。

いじめが発生した場合、職員会議等を通じて共通理解を図り、担任、学年主任、生徒指導主事が被害者・加害者の家庭を訪問して、対応や指導に当たっております。

なお、学校では、学校生活や家庭生活について生徒から月1回アンケートをとり、明るく楽しい学校生活が送られるよう、カウンセリング指導員が悩みやいじめなどについて相談に当たり、指導を行うなど対処しているところでございます。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、再質問を二、三件したいと思います。

まず、1件目の住民要望でございますが、今ほど桜町地内の山崎泊線との交差点の近くの件を答弁されましたが、あそこの隣の川に、いわばふたをしてやろう。そうだけれども、今現在、約50メートルもしていない現状でございます。そして、冬の除雪時には、今度雪を持っていくところをどう考えておられるのかちょっとお聞きしますので、よろしく願います。

議長（吉江守熙君） ただいまの除雪の件について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 今ほど桜町地内の200メートル区間につきましては、道路幅が狭いということで、今までもザイの発生したことが多々ありました。現時点においては、抜本的な改修はまだ途中でございますけれども、基本的には除雪の際には、ザイを越水しないように、もう1つは道路除雪で、山になれば、例えばロータリー車で田んぼのほうへ排雪するとか、そういったことで一応道路幅員の確保をされております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうすると、今の場所は、ふたをしたところは50メートルもあるかないかと思えますけれども、その後ずっと随時山側へふたをしていかれるという考えですね。あそこの拡幅のことは、それで終わりという県の考え方ですか。

議長（吉江守熙君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 最初の答弁で申し上げましたが、地元関係者、地区の皆さんと合意の上で、もともとの抜本的な改修はできないということで、用水を暗渠化して改修を図るということで、その考え方で工事を進めておりますので、特に冬期間対策等についてはまだ問題はありますが、現状の時点においては、それが精一杯の改良ではないかと私は思っております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） できないと言われればそれまでなのですが、町は除雪に関しては、あそこのほうは車が両方から侵入してきますと、いつも混雑して、どっちにも引かれないというような状態になる場所がございますので、これは要望でございますが、今の新幹線の側道を利用して、冬期間でも、まっすぐにあそこの朝日宇奈月線まで、小川寄りのあそこの道だけでも除雪すれば幾らか交通の便がよくなると思っておりますが、その点どう考えておられるのかお聞きいたします。

議長（吉江守熙君） 産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 今ほど新幹線沿いの道路の話が出されましたが、今、町、県において2期工事として側道、新幹線沿いの農免道路の工事について認可を早期にいただいて事業化を図る。これがイコールまた桜町地内の交通緩和にもつながるものというふうに思っておりますので、今後、そういった事業の促進にも努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうしたら、この件につきましては、要望でございますが、今言ったような新幹線からまっすぐ延びる 冬の間だけでも除雪費がたくさんある場合にはしていただきたいと思っております。

次に、2件目の場所でございますが、スーパー農道の高畠地内の、長野地区が終わったところからスーパー農道の間ですが、ここも以前から大分何回も要望されておると思っております。特に地元の方は、物件にかからなくても、曲がりなりにも経費が安く上がる方法でもやっていただけないかと。そういう問題も出ていますので、その点どのように考えておられるのかちょっとお聞きいたします。

議長（吉江守熙君） 産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 長野からスーパー農道までの区間の改修につきましても、過去に地元関係者と協議を行って、事業化に向けて地元といろいろ折衝したりしておったわけですが、用地、物件等について理解が得られず、立ち消えになった経緯があります。その後において、今ほど要望が出されてきておりますが、当然ながら今県のほうにおいては厳しい財政事情の中でなかなか事業ができないという状況であります。今後、そういった趣旨を、また県土木のほうに申し添えてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） この場所は、新幹線が同地内を通る、その地元の許可のときにそれもあわせてやっていただきたいという要望も添えてあると思いますので、その点早くできるようにお願いしたいと思います。

次に、要旨(2)の田園地帯の町道、県道の汚れについてでございますが、先ほども生産組合長会とか何とかで図っていききたいということでございますが、なるべく早くやっていただきたいと思います。

というのは、これから雨なり何なり降りますと、その泥でスリップして事故も起きかねないと思いますので、よろしく願いいたします。

要旨(3)の飲酒運転撲滅の啓発についてお伺いいたします。

職員の処分基準を作成しているところが、今、富山県で15市町村ありますが、11の市町村が既に作成なり、それなりの対応をされているとお聞きしております。あと4町村、その中に我が朝日町が入っているとお聞きしていますが、その点どのように考えているのか。町長、わかったらお示してください。

議長（吉江守熙君） 飲酒運転撲滅の啓発の件について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 飲酒運転の罰則を決めたらどうかということでございますが、当町におきましては、人事院の懲戒免職指針等によりまして対応していきたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 調べてみますと、朝日町、入善町、立山町、舟橋村、その4つの町村だけでございますので、今、これだけ問題になっているところでございますが、職員ばかり責めるというわけではないのですけれども、全国的に公務員なりそういう人たちがこれだけ事故を起こして大問題になっておるということでございますので、そういう策定をされてお

られるのならば、早急に策定を進めていただきたいと。そして、一般の町民にも、これだけ町も一生懸命にやっておるんだということを示していただきたいと思います。これは、要望でございます。

次に、有害鳥獣の問題でございますが、先ほど答弁の中で、猿の捕獲数が六十何頭だという報告でございますが、これは、目標はあるのですか、ちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） 産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） この猿、あるいは熊等につきましては、県の許可を受けて捕獲するわけでございまして、申請頭数はちょっと確認させていただきますが、そういった許可を受けた範囲内で、今、捕獲をしております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 猿の被害で一番大きいのは、先ほど言われたように、野菜物とかそういう物で被害金額もわからない。これはもちろんそうだと思います。しかし、被害金額がわからないから一生懸命に捕獲しておられるわけでございますが、やはりある程度の被害金額を出して、これだけ猿にやられておるんだということで啓発されればどんなものでしょうかね。

議長（吉江守熙君） 被害額について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） やはり先ほども言いましたが、行政だけではなかなかそういった被害額がつかめないということで、各地区の対策協議会、今設立されて鋭意その対策について詰めておられます。当然ながらそういった被害額あたりの把握につきましても、各地区対策協議会と連携を図りながら被害の防止、被害額の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） そうということで、よろしく願いいたします。

それと、これは要旨(2)とちょっとダブると思いますが、先ほど答弁もありましたように、イノシシの出没の件でございますが、最近、特に南保地内でよく出ております。そういうことで、この対策を、先ほどおりを設定したとか何とか言われましたが、このイノシシの習性など、そういうのがわかればちょっとお聞かせ願いますか。

議長（吉江守熙君） イノシシの件について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） イノシシは警戒心が非常に強い動物でございまして、日中はあまり姿を見せずに、銃器の使えない夜になると行動するというので、先ほども言いましたが、

おりなどをもって対策をしてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） ということは、今現在、射殺1頭だけで、1頭も捕獲されておらないということだね。それと、この習性、夜間しか出てこない。もし捕獲できれば、今まで猿に取りつけた無線装置とかそういう物をつけてもう一遍放されるのか。それとも、射殺で終わるのか。そういう面、何か計画されておられますか、ちょっとお聞きします。

議長（吉江守熙君） イノシシの件について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） イノシシにつきましても、県の許可を得て捕獲をするということになっております。ちなみに、イノシシにつきましても、例えばおりを設定しても非常に警戒心が強くて、なかなかそれに寄ってこないとかという習性がございまして、今試行錯誤、他の石川県の小松市あたりでも教わってきたことだとかを参考にその対策を講じているところであります。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） ちょっとしつこいようでございますが、このイノシシは、子どもを産むと一度に10頭近く産むということで、今成獣がこれだけ出ているということはかなりの小さいウリっ子がおると予想されます。推定どれぐらいいるかというのは、町で把握されておられるのかどうなのか。もう1点、防護さくなどやられておると思いますが、そういう点をどう考えておられるのか。これからの勉強課題なのか。そういう点、ちょっとわかればお聞かせ願います。

議長（吉江守熙君） 対策の件について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） イノシシにつきましても、現在、足跡等の確認をしているのみの状況でございまして、今現在どれほどの生息数があるかという把握は当然ながらまだされてはおりません。それから、さく等につきましても、果たしてどの範囲までやればいいのか、猿のときのさくとも同様でございまして、どのようなやり方をすれば効果的なのかということこれから順次検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） この防護さく、今、猿のほうで言いますと、赤座さんが、この方は富山市の自然保護員でございまして、猿の退治で、来ないように何か防護さくを考えておられる。そういう方式もあると聞いております。これはまだ朝日町で 電気の防護さくを、イノシシは別として、猿のほうというのは、そういうことを町では何か考えておられるのかど

うなのかお聞きします。

議長（吉江守熙君） 猿対策について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 行政として猿のさくについては考えておりませんが、今個人で自家野菜等についてやっておられる方がおりますが、そういった面を指導してまいりたいというふうを考えております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） この件はかなりお金もかかるようでございますが、なるべくこういうことをやって猿が来なければまことによいことだと。町におかれましても、鋭意研究していただきまして、皆さんの要望にこたえていただきたいと思います。

有害鳥獣の件で最後になりますが、有害鳥獣対策協議会、今ほど言われましたが、この助成金というのは、各対策協議会にどれくらい出されているんですかね。

議長（吉江守熙君） 対策費について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） この対策協議会への助成金につきましては、わずかではございますが、各地区の運営費として年間5万円の助成を行っております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 最後の件の学校問題について、多少……。休憩時間も来ておるかどうか分かりませんが、最後に二、三質問させていただきます。

学校評価制度でございますが、これは今まで学校評議委員会というのがあって、学校で評議されて、各委員が社会福祉協議会とか有識者とかということで評議委員会をされておりましたね。ああいうのと多少違うといいますが、大分この問題と違うんですかね。お聞かせください。

議長（吉江守熙君） 学校問題について。評価制度について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 学校評議委員会につきましては、各学校のほうで学校評議委員というのを、7名以内なのですけれども、その方々に委嘱しまして、学校の運営につきましているいろいろご意見を聞いたりしているところでございまして、今の学校評価制度の問題とは若干違うというふうに思います。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、最後に、要旨(3)の不登校並びにいじめ。

先ほど不登校で10名ほどおられると言われましたが、多分解決されておられると思います。その理由も先ほど言われました。しかし、心のケアというのは、今までカウンセリング

をやる人がおられて、あれは7年前から各学校におられるようになったと思いますが、心のケアを担当される担当教諭というのは今各学校におられるわけですか、ちょっとお伺いします。

議長（吉江守熙君） 不登校、いじめの件について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 今現在、先ほどもお話しいたしましたが、朝日中学校にカウンセリング指導員が1名おります。それで、その中で心の問題等に対処してもらっておりますが、各小学校においてもそういうような質問、相談があった場合には、中学校のそのカウンセリング指導員の方が、教諭ですけれども、行って対応に当たっております。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） 最後に、いじめについてでございますが、校内暴力とか家庭内暴力ということは、当朝日町では、さっきいじめのほうは中学校しかないとお聞きしましたが、このような問題は、多分私は起こっていないと思いますが、確認の意味で、あったらちょっと教えていただきたいと思います。

議長（吉江守熙君） いじめの件について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） いじめの問題につきましては、先ほどお話ししましたが、学校からの報告では、深刻な問題ではないようなことを受けております。それに対応しまして、カウンセリング指導員、それから学校担任、それから生徒指導主事等が対応に当たっております。

議長（吉江守熙君） 大森憲平君。

5番（大森憲平君） それでは、この子どもの不登校、これは親の責任ももちろんあると思います。そういうことで、学校の教員もさることながら、一般家庭での子どものケア、あるいは学校での子どものケアを十分にやっていただきたいと思います。これは私の要望でございます。

そういうことで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（吉江守熙君） ご苦労さまです。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約10分間とし、11時25分から再開いたします。

（午前11時15分）

〔休憩中〕

（午前11時25分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水島一友君。

〔4番水島一友君登壇〕

4番（水島一友君） 4番、水島であります。議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件について質問をさせていただきます。

1件目は、広葉樹の立ち枯れについてお伺いをいたします。

自然豊かな朝日町の山間部にミズナラ等の立ち枯れが多く見受けられるようになっております。平成14年に現在の南砺市で最初に確認されてから今日まで、富山県内全域で確認されているとも聞いております。平成17年12月議会では、被害状況の確認と対策等を申し述べ、被害の拡大防止に努めるとありますが、私が見る限り、年々拡大していると思います。城山から境地内にかけて、高速道路境パーキング付近と山崎地内、羽入から岩崎にかけての山間部で、赤茶けたミズナラ等が本年特に目立ってきております。カシノナガキクイムシが原因と言われており、これ以上の被害拡大防止と朝日町の大切な自然を守るためにも早急な対策が必要と考えますが、町当局の考えをお聞かせください。

次に、学校体育施設開放事業についてお伺いをいたします。

町民のだれもが生涯スポーツの拠点として利用できる施設整備の充実により、健康保持や体力増進、さらには地域のコミュニティーづくりにと、文化体育センター「サンリーナ」を中心に多くの町民の方々が施設を利用されております。

特に学校体育施設の利用が最も多いさみさと小学校は身近にあり、自転車や歩いていける夜間開放施設であることから、利用者調整会議も行われるなど、スポーツを気軽に親しめる環境であり、町民の方々に喜ばれております。今後も学校開放事業の充実に期待するものであります。

そこで、さみさと小学校グラウンド利用者からの苦情2点についてお伺いをいたします。

1点目は、さみさと小学校グラウンド夜間照明の有料化についてであります。

本年4月から実施され、利用者は学校開放日誌に照明用電力計のメーターを記入し、利用料に応じた金額を毎月支払うことになっていると聞いています。しかしながら、その電力計が24時間稼働していることがわかり、原因調査するということが現在に至っています。

5カ月を経過している中で、原因究明できたのか。現在までの利用料金はどうなっていくのかお聞かせください。

2点目は、荒れているさみさと小学校グラウンドについてであります。

本年6月議会でも質問されていましたが、グラウンドが荒れて危険という苦情が出ていますので、改めてお伺いいたします。

野球やサッカースポーツ少年団、それから一般ソフトボールクラブの練習等にほとんど毎日のように利用されているグラウンドに石ころが多く出ており、すり傷等が絶えない原因になっていると聞いております。利用者は毎回トンボ等で整備をする努力をしていますが、よくなるのが現実であり、早急に対応が必要と考えますが、お答え願います。

3件目は、県立高校再編についてお願いをいたします。

県立高校将来構想策定委員会は約10年後の高校配置を現行の43校から7～13校減らし、30～36校程度が望ましいとする基本方向案をまとめ、具体的な再編内容は新年度設置の新組織で議論すると聞いております。

私は、泊高校の存続についてたびたび質問をし、その都度、県教育委員会や策定委員会の方針等をお聞きしてきました。

泊高校は、平成19年3月をもって商業科は終止となり、平成19年4月からは1学年3学級となります。1学年4～8学級が望ましいとした基本方向案から外れ、小規模校の扱いとなるわけであります。

現在、県立高校の再編議論はどこまで進んでいるのか。また、県立高校教育形態等検討小委員会とはどのような委員会なのか。2点について、わかる範囲でお聞かせをお願いいたします。

以上3件についての質問を終わります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの水島一友君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、広葉樹の立ち枯れについてを、産業部長。

〔産業部長朝倉 茂君登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名1の広葉樹の立ち枯れについてお答えをいたします。

広葉樹の林の中でナラ類の樹木が初夏から秋にかけて立ち枯れする現象が日本海側の各府県で発生し、平成14年度には富山県内の南砺市（旧福光町）で初めて確認されましたが、この被害原因は、カシノナガキクイムシによって引き起こされることが明らかにされています。その後、県西部から県東部へと被害が拡大し、朝日町では昨年からの被害が発生し始めております。

このカシノナガキクイムシは、成虫になると5ミリ程度の大きさで、幼虫はミズナラなどの樹木に2ミリ程度の穴をあけ侵入し、みずからが持ち込んだナラ菌の増殖により樹木の導管を詰まらせ、立ち枯れを起こすものであります。また、太い樹木ほど被害を受けやすく、被害を受けたミズナラは大半が立ち枯れを起こしております。

この被害拡大防止には、カシノナガキクイムシが成虫になって飛び出す前に、被害に遭った立ち木を切り倒し、1メートル程度に切断したものを集積してビニールシートで包み、薫蒸処理をいたしておりますが、この立ち枯れの被害場所は急峻な山間地であることから、ほとんどが人的作業となり、その対策に苦慮している状況であります。

県内でも被害の確認されたほとんどの市町で同様の対策を講じられておりますが、被害の拡大を抑える有効な手段が見つからないのが現状であります。

なお、本年度の処理状況につきましては、国・県の補助を受けまして、平成17年度に被害を確認した73本のうち、城山周辺での49本を薫蒸処理いたしましたが、新たな被害木も確認されており、今後とも豊かな森を維持するために、カシノナガキクイムシの被害の拡大防止を県や関係機関などと連携し、対処してまいりたいと考えております。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、学校体育施設開放事業について及び件名3、県立高校再編についてを、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長稲荷 優君登壇〕

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 件名2、学校体育施設開放事業について、要旨(1)、さみさと小学校の夜間照明についてお答えいたします。

学校体育施設開放事業は、町民のスポーツ活動の振興を図るため、町立学校では、朝日中学校は体育館、さみさと小学校、五箇庄小学校、旧南保小学校の3校は、体育館とグラウンドを開放施設として指定し、学校教育に支障のない限り、一般の利用に開放してきたところであります。

この学校体育施設開放事業の運営を円滑に実施するため、利用施設ごとに学校、自治振興会、地区体育協会、利用者団体等で構成される学校体育施設運営委員会を設置し、管理運営や施設の利用計画の調整を行い、利用申請に基づき許可をしているところであります。

このうち屋外運動照明施設につきましては、今年度より、利用料金として、電気料の基本料金を除く、使用料金の実費相当額を利用者に負担していただくことにしたところでございます。

この利用料金につきましては、利用者団体に、照明利用の都度、利用時間を利用状況表に記入していただき、これに基づき算出しております。

ご質問の電力のメーターにつきましては、グラウンド照明だけでなく、屋外時計や駐車場街灯も同一メーターに含まれていることから、グラウンド照明を利用している時間以外でも稼動しておりますが、利用者団体への請求については、実質利用された時間分だけを計算して請求するものでございます。

次に、要旨(2)、さみさと小学校のグラウンドについてお答えいたします。

さみさと小学校のグラウンドにつきましては、平成6年9月のさみさと小学校開校時に、グラウンド舗装、暗渠、照明設備等を整備し、その後、沼保新土地区画整理事業によるグラウンドの拡張を行ってきたところでございます。

さみさと小学校のグラウンドは、児童の授業や校内活動に利用されるとともに、学校開放事業としては、スポーツ少年団による野球、一般にはサッカーやソフトボールクラブチーム、また体育協会等が主に利用されています。

しかしながら、小学校開校から12年経過しており、砂の流失や路盤の砕石が一部露出したことから、その都度、状況に応じて砕石の除去や砂の補充を行うとともに、学校開放利用者にも利用後の整地や利用時間の厳守を指導するなど、その維持管理に努めているところでございます。

今後、グラウンドの改修につきましては、暗渠排水やグラウンド舗装が考えられますが、多額の費用を要することから、実施時期や整備手法を検討しているところでございます。次に、件名3、県立高校再編について、要旨(1)、再編議論について、要旨(2)、教育形態等検討小委員会についてお答えいたします。

富山県教育委員会では、少子高齢化、グローバル化、情報化など、社会の急激な変化や生徒の価値観、進路意識の多様化などの状況を踏まえ、中長期の視点に立って県立高校のあり方を検討するために、平成17年7月に19名の委員をもって、「富山県県立高校将来構想策定委員会」を組織し、本年3月まで7回の会議を経て、一定の報告をいたしております。

その報告の内容といたしまして、1、県民・教職員アンケートの結果、生徒の個性や教育課程編成、活力ある教育活動の展開に必要な生徒集団・教職員の確保などから、おおむね1学年5～6学級を基本的な学校規模とすることが妥当である。2、県立高校が全体的に小規模化する中、今後も中学校卒業者数が減少し、平成27年度には1万49人と推計され、現在の県立高校の生徒受入比率（71.6%）が現行と仮定した場合、7,195人が見込まれる。3、

この生徒数をもとに1学級40人とした場合、同年の学級数は180学級程度となり、平成27年度における望ましい学校数は30～36校程度となっております。

また、本年5月には、富山県県立高校将来構想策定委員会を廃止し、新たに「富山県県立学校教育振興計画策定委員会」を学識経験者、学校教育関係者、保護者、産業・自治体関係者25名で組織し、1、生徒の多様な個性や学習ニーズに対応した県立高校の教育の充実に関すること。2、生徒減少期における県立高校の望ましい規模や配置など、学習環境の整備に関すること。3、県立特殊教育諸学校と県立高校の連携など、県立学校における障害のある児童・生徒の学習環境の整備に関することなどについて、来年3月をめどに検討することになっております。

また、この組織に、専門的な事項を調査・審議するため、「学科構成等検討小委員会」「県立高校の教育形態等検討小委員会」「特別支援学校等検討小委員会」「地域小委員会」の4つの小委員会が設置されております。

お尋ねの教育形態等検討小委員会は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、産業界関係者等11名で組織され、県立高校の規模と配置に関することを初めとして、新しいタイプの高校として、中学校・高校6年一貫教育による人間教育を目指した中高一貫教育校。ものづくり人材の育成を目指し、その中核となる高校。これからの時代に求められる能力等の伸長を目指した学科を軸とした高校などの設置についても検討されております。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

水島一友君。

4番（水島一友君） それでは、二、三点再質問をさせていただきます。

まず、立ち枯れでありますけれども、1件目、なかなか方策が見つからない。それから、急峻なところということでもあります。昨年から見ると、倍以上の立ち枯れが特に目立っております。これは、別に山へ入ってみなくても、8号線、それからスーパー農道、それから県道を走っておれば自然に見えるわけではありますが、やはり県なり国なり町を挙げて対策が本当に必要だと思っておりますが、その辺具体的な話は出てきているのかいないのか、再度お伺いをいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

カジノナガクイムシについて、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 確かに昨年から急激にその被害木が増えてきておりますが、県の林業試験場あたりでもその被害対策等について一応検討されておるわけではありますが、現時点においては有効な手段が見つかっていないという状況であります。

いずれにしましても、国の補助事業等におきまして、被害の拡大防止に対する、例えば防除作業等事業を実施しておりまして、今後引き続きその対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） よろしいですか。

水島一友君。

4番（水島一友君） 大変難しい問題だと思いますけれども、早急にしていただいて、特に交流施設があるオートキャンプ場等がありますので、やはりその正面に見えますので、地元の人間にすれば大変格好の悪い立ち枯れでありますので、紅葉に見えるのならいいのですが、紅葉に見えないものですから、ぜひ早急な対策をお願いしたいなと思います。

それから、2番目の学校体育施設開放事業についての夜間照明の件であります。メーターのお金をもらっているということではありますが、もう現在もらわれたのかどうなのか、ちょっとお願いをいたします。

議長（吉江守熙君） 夜間照明の件について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 夜間照明の利用料金については、利用団体のほうへはまだ請求しておりません。近々請求する予定でございます。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） 水島一友君。

4番（水島一友君） 年間三十数万円がさみさと小学校の夜間照明にかかっていると聞いておるわけではありますが、5カ月分まとめて請求されるのか。そうすると、大変な負担金額になるのではないかというふうに思います。それ1点と、それから夜間照明。さみさと小学校の夜間照明については、大変明るい照明であります。半灯にされてもサッカーやソフトボールの練習は十分にできるという利用者の意見がありますが、その辺どうなのか。2点についてお聞かせください。

議長（吉江守熙君） 夜間照明について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 利用料金の請求につきましては、4月から8月分を近々請求したいというふうに思います。あと、2回目は、9月から12月分、それから3回目は、1月から3月分までを請求したいというふうに考えております。

次に、半灯にすればどうかということですが、今の照明の施設は、元線のほうで一括的になっております。それを半灯にするときには、各電柱1本1本にスイッチをつけるか、もしくは集中的なところで管理をする場合には、今、ケーブルは全部地下になっておりますので、そのケーブルを全部かえなければならないという方法がございます。今、2つの方法があります。このことについても、現在、どういうふうにするか検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

水島一友君。

4番（水島一友君） 簡単にお金がかかると言われますが、使用する者もお金を払うわけにありますので、その辺は理解をしていただきたいなというふうに思います。普通の民間会社でそんなことを言ったら、だれも使ってはくれませんので、その辺十分に配慮なり、考慮なり、考えながらやっていかないと、多少お金がかかっても、今後ずっとお金をもらっていくわけですから、受益者負担というのはそこら辺に大変重要な意味があると思いますので、簡単な言い方をしないで、十分検討しながら、やはりお金のかからない照明等を考えていただければなと思います。

また、やり方が遅いのではないかなというふうに思います。総合文化体育センターの夜間照明についても、2年越しでまだ直っていないという話も聞いておりますので、その辺の手配ミスがやはり利用者にとっては大変不満足に思っておりますので、そういうものにお金を払えるかというような考えになってきますと、行政は一体何をやっているかということになりますので、十分検討していただきたいなというふうに思います。

それから、グラウンドの件につきましては、前回は質問が出ておりましたので、早急な対策をお願いしたいなと。

それから、あの辺、ほとんど毎日のように通って歩くわけなので、やはり土・日、祭日になりますと、多くの子どもたちが利用しております。特に石ころが目立つのはグラウンドの半分北側、バックネット側に向けて傷んでおりますので、その辺の配慮もお願いをしたいなと思います。

それから、県立高校につきましては、県もそれぞれいろんなやり方をしておられますので大変かと思えます。わかり次第情報を知らせていただければ幸いかなというふうに思いますので、いろんな県立高校の問題に対して情報が入りましたら、その都度教えていただきたい

なという要望を申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、脇四計夫君。

〔 3 番脇四計夫君登壇 〕

3 番（脇四計夫君） 3 番の日本共産党、脇四計夫でございます。既に通告いたしておりますが、先ごろ我が国の高齢化率、65 歳以上のお年寄りの割合が全人口の 20.7%になり、75 歳以上は 10 人に 1 人になっていると報道されました。長生きできることは大変喜ばしいことです。ところが、長寿社会を喜び、それに対応する政治が行われているでしょうか。年金が削られ、医療費の負担は毎年のように増え続けています。さらに、ことしから住民税、町民税がお年寄りを狙って 5 倍、10 倍にもなりました。これでは長寿を祝う政治ではありません。朝日町はどうでしょうか。高齢化率は全国平均よりも 10%も先を行っています。近所の商店はなくなり、歩いて買い物に行けない地域が広がっています。

そこで、質問をいたします。

公共バスの運行を町民の皆さんが利用しやすいものにするために、町はこれまでどのような努力をされてこられたのか。また、高齢者の皆さんには、公共バスが貴重な交通手段になっています。買い物に行くにも病院に行くにも、タクシーに頼らざるを得ない地域が少なくありません。公共バスの運行を広げることが必要ではないでしょうか、答弁を求めます。さらに、小型のバスを購入して、道路の狭い地域でも運行できるようにすべきではないですか。タクシー会社の協力を得て、コミュニティタクシーを検討する考えはないかお答えください。

また、新しい病院での決算が本議会に出されています。大きな赤字となっていますが、入善町からも通院が可能なように、あさひ総合病院に来られるように、公共バスの相互乗り入れを検討する考えはないかお答えください。

件名の 2 つ目であります。先ほども質問がありましたが、カジノナガクイムシの被害対策について質問をします。

私は昨年 12 月、議会でこのカジノナガクイムシの被害が広がっている。その対策について質問をいたしました。そのとき町は、町内 32 カ所、73 本の立ち枯れ被害があるとし、早期対策が必要であり、県と協議をして拡大防止に努めたい、そのように答弁をされました。

そこで、お伺いします。

このカジノナガキクイムシの被害状況は、今日、何本になっているのかお答えください。

そして、どの地域に広がっているのかお答えください。

先ほども答弁がありました。昨年9月議会、73本の被害があったと答弁されましたが、そのうち何本を処理されたのか。そして、処理した時期と地域はどこであったのか。その処理は有効であったのかお答えください。

今年度の処理計画はどのようになっているのか。このカジノナガキクイムシについての被害についてお答えください。

件名の3つ目は、町民の皆さん、住民の皆さんの要望についてであります。

まず、1つ目は、町民の皆さんの負担の軽減について。

町民税の引き上げにより、前年度は非課税世帯であったところが、各種控除の廃止、縮小等によって課税世帯となった世帯が少なくありません。18年度と比べて、新たな課税世帯になったのは、どのような数字なのかお答えください。

町は、非課税世帯にはこれまでも福祉施策として幾つかの助成制度や減免制度を実施しています。どのような制度があるのかお答えください。

年金収入など収入が増えたわけでもないのに、先ほども言いました老年者控除の廃止等によって課税世帯になったところに、今後どのような施策をとっていくのかお答えください。町民税の引き上げ、医療制度の改定、障害者自立支援法、高齢者医療制度創設などにより、朝日町の国民健康保険特別会計は、今後どのようにしていくのかお答えください。

そして、国保税の引き下げをする考えはないかお答えください。

住民要望の2つ目であります。溢水対策について質問します。

ことしの梅雨の末期に、町内で河川、用水があふれる被害がありました。被害状況と今後の対策をどのように考えておられるのかお答えください。

そして、大雨による被害が予想される地域や地区はどれだけあるのか、どこにあるのかお答えください。

その対策やマニュアルはつくられているのかお答えください。

防災対策、避難対策、防災マップなどの計画、これまでも議会でたびたび取り上げられてまいりました。その進捗状況はどのようになっているのかお答えください。

住民要望の3つ目であります。大平地区での携帯電話が使えない状況の解消についてであります。

携帯電話の不通地域の解消について、市町村がその施策をとる場合に、国の補助、助成は

どのようなものがあるのか、わかればお答えください。

大平地区の携帯電話が使えない状況の解消に、どれだけの町の経費が予想されるのかお答えください。

そして、今後、町はそのことについてどのような計画を持っておられるのか答弁を求めまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約 60 分とし、午後 1 時から再開いたします。

（午後 0 時 0 2 分）

〔休憩中〕

（午後 1 時 0 0 分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの脇四計夫君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、公共バスについて、件名 2、カシノナガキクイムシの被害対策について及び件名 3、住民要望について、要旨(2)、(3)を、産業部長。

〔産業部長朝倉 茂君登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名 1 の公共バスについてお答えいたします。

平成 18 年度の公共バス運行につきましては、南保山崎線や笹川線、大家庄線、市振線、そして愛本線の計 5 路線で週 39 便を運行いたしておりますが、乗客の大半は高齢者で、町内の利用者はもとより、町外の利用者の多くは病院への通院や町商店街への買物などに利用され、昨年よりわずかではございますが増えていることから、生活の足として定着しているものと受けとめております。

公共バスの運行計画につきましては、利用者のニーズを踏まえながら効率的なバスの運行に努めていきたいと考えております。例えば朝の泊駅からあさひ総合病院までのルートの見直しなど軽微な変更につきましては、利用者の動向などを見きわめながら、随時対応しているところであります。

また、入善町公営バスの古黒部地内からあさひ総合病院への延長乗り入れにつきましては、入善町とも協議を行ってきたところでありますが、過密ダイヤでの運行と費用対効果が望めないなどのことから、当面は困難であるとのことであります。

なお、バスの新規購入や新たな路線拡大など、現時点での公共バスの事業拡大は困難であります。今後とも利用状況や費用対効果などを見きわめながら検討してまいりたいと考え

ております。

件名2のカシノナガキクイムシの被害対策についてであります。

先ほどの一般質問にもお答えいたしました。カシノナガキクイムシの被害状況につきましては、おおむね標高350メートルまでのナラ類の樹木に被害が存在することから、ことし8月に町内の山間地において再調査を行った結果、約500本の立ち枯れ被害を受けていることが確認されております。

なお、本年度は、平成17年度に立ち枯れ被害を確認した樹木73本のうち、城山周辺の49本について、この6月から7月にかけて伐倒処理をいたしたところでありますが、このカシノナガキクイムシによる立ち枯れ被害は、県内はもとより、日本海側を中心に1府14県にも拡大しており、今後とも国や県、関係団体とも連携を図りながら、被害の拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次、件名3の住民要望についてであります。まず要旨(2)の防災対策についてであります。

当町における豪雨などの対策につきましては、朝日町水防計画に基づき、緊急時における情報の早期収集と早期対応などによる水防活動に取り組んでいるところであります。

現在、管内では7カ所の重要水防区域を指定しておりますが、近年大きな雨が降っていないことや、管内の気象情報が早期に把握でき、豪雨の予報時には主要水門の調整を行っていることなどから、大きな洪水被害は発生いたしておりません。

ご質問のことしの梅雨時において、町内の河川、用水があふれた事例といたしましては、

この7月15日の午後5時ころから6時過ぎまでの1時間に29ミリの雨量が観測され、二級河川寺川の西町地内の駐車場において冠水、清水町地内の一部において溢水をいたしました。幸い水防パトロール中に早期に発見し、土のうを積むなどの作業を行い、被害の拡大防止に努めてきたところであります。

当町の水防体制といたしましては、大雨洪水警報などの気象情報の的確な把握と町内のパトロールの実施及び主要水門の調整などを行っており、今後とも関係機関と連携を図りながら早期対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、大雨による被害予想につきましては、平成17年7月に、国土交通省により、おおむね100年に1回程度の大雨を想定した黒部川流域洪水ハザードマップを作成しております。

朝日町におきましても、大家庄地区の一部がその浸水区域となっており、関係町内会長にそのハザードマップを配布し、その説明を行ってきたところであります。

また、二級河川につきましては、河川管理者であります富山県において調査を予定されて

おり、入善土木事務所管内につきましては、平成 19 年度から調査の実施が予定されており、今後、その調査結果などを踏まえて洪水ハザードマップを作成してまいりたいと考えております。

防災対策や避難対策及び防災マップにつきましては、住民の安否を確認する「一時避難場所」を地区において選定していただき、その次に避難する公共的な施設となります「地区避難場所」につきましては、地区と町において協議し選定することといたしており、今後、各自治振興会と協議を行いながら進めてまいりたいというふうに考えております。

住民要望についての要旨(3)であります携帯電話の不通区域の解消についてであります。

携帯電話は、1980 年代ころに登場し、2000 年には携帯電話の加入件数が固定電話の加入数を上回り、平成 18 年 3 月末現在、約 9,200 万人の方々の方が利用するなど急激に普及が進んでおります。

朝日町におきましても、携帯電話の各社が、順次、移動通信用の鉄塔施設を建立してその通話エリアを拡大し、当町の居住区域の大部分が通話可能区域となっているところでありますが、大平地区につきましては、どの携帯電話会社の通話もできない不感地域となっております。

この携帯電話の不感地域の解消には国の補助制度もありますが、この工事費用につきましては、通話範囲などによって異なることから、今後、費用対効果なども含め、調査・検討してまいりたいと考えております。

なお、隣接いたします糸魚川市上路地区での不感地域解消対策が検討されているとのことから、今後、それらの状況も踏まえつつ、大平地区の不感地域解消対策に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名 3、住民要望について、要旨(1)についてを、民生部長。

〔民生部長吉田 進君登壇〕

民生部長（吉田 進君） 脇四計夫議員、件名 3、住民要望について、要旨(1)、町民負担の軽減についてお答えいたします。

ご質問がありました町民税の非課税世帯数については、生活保護者、障害者、寡婦などの扶養形態や年齢などにより算出税額がそれぞれ異なるため、世帯数単位でとらえることは困難であります。算出可能な個人単位の住民税の非課税者をみた場合、平成 17 年度が 5,175

人でしたが、平成 18 年度は 4,752 人となり、前年度に比べ 423 人、率にして 8.2%減となっております。

これは、平成 16 年度の地方税制改正により、今年度から老年者控除が廃止となったことや、公的年金控除の引き下げが行われたこと、また平成 17 年度の改正では、老年者の合計所得金額が 125 万円以下のものに対する非課税措置が段階的に廃止となったことが主な原因であると考えております。

町の福祉施策の中においては、非課税世帯における負担軽減を図る制度といたしましては、国の制度として、寝たきり等老人に対し電磁調理器や自動消火器など日常生活用具を給付する老人日常生活用具給付制度、県の制度として、ひとり暮らし老人世帯や老人のみ世帯を対象とした除雪助成制度、在宅の寝たきり高齢者などを対象とした住宅改善費助成制度、また町独自の制度といたしまして、老人のみで構成される世帯の 70 歳以上の方を対象としたシルバータクシー利用料金助成制度がありますが、これらの制度においては、対象の世帯における所得状況などを勘案する必要があることから、これら状況を把握するため、基準を所得税や町民税の課税状況に求めることが妥当であると考えます。また、税制改正に対応した施策を講じることは困難であると考えております。

なお、介護保険料につきましては、所得の低い方の負担を軽減するため、本年度の介護保険制度の改正により、保険料の所得段階をよりきめ細やかに設定するとともに、税制改正によって住民税非課税であった方が課税者となり、保険料の所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増を避けるため、本年度から一定期間、保険料の増額を緩和する措置が講じられております。

国民健康保険につきましては、高齢者の加入割合が高く、そのことが医療費の増高の一途をたどっております。

当町の 1 人当たり医療費は年々増高しており、県下では上位にランクされておりますが、一方、1 人当たりの保険税は県平均以下となっていることをご理解を賜りたいのであります。平成 17 年度決算の単年度収支を申し上げますと、歳入 13 億 8,218 万 4,939 円に対し、歳出が 14 億 4,930 万 5,936 円で、差し引き 6,712 万 997 円のマイナスとなっております。16 年度で申し上げますと、3,420 万 298 円のマイナス、平成 15 年度では 2,393 万 2,549 円のマイナスと 3 年連続の赤字決算となり、赤字額が年々増えております。厳しい運営状況になってきております。

今後、医療制度改革が実施され、その動向を見きわめることが必要なことから、国民健康

保険税の引き下げは考えていないところであります。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） それでは、1つ1つ再質問をさせていただきます。

公共バスについてであります。今も答弁の中で部分的な運行の見直しはやっているということですが、私は抜本的な見直しは今こそ求められているのではないかと。しかし、今、中型バス1台で、今お話のありました5路線、39便運行している状況の中で、これ以上の町民の皆さんが利用しやすい見直しというのは、困難ではないかというふうに考えます。そのためには、やはりバスの台数を増やす。その手段しかないのではないかと。

先ほどの質問の中でも言いましたが、公共バスの通っていない地域の人たちから、同じ町民税を負担している。ぜひこちらにも公共バスを通してほしい。そのような要望があるわけです。台数を増やすことについて、これは国からの補助も出ますから真剣に考えるべきだと考えますが、答弁を求めます。

議長（吉江守熙君） ただいまの公共バスの件について答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほどもお答えいたしました。今後、利用状況などを見きわめながら検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 公共バスの通っている地域の皆さん、買い物に行っても、病院に行っても帰りのバスが間に合わない、あるいは2時間も待たされる。そのような状況の中で、タクシーを使わざるを得ない。そのような人がたくさんおられます。また、公共バスの通っていない地区の皆さんは、病院に行くにも、買い物に行くにもタクシーを使わざるを得ない。病院の支払いよりも、買い物のレシートの代金よりもタクシー代のほうが高くつくんです。そのような切実な声があるのです。

町長、公共バスを増やすことについて考えをお聞かせください。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 担当部長が考えた方針に乗って、町は進んでまいりたいと考えていま

す。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） せっかく町民の皆さんの税金を使ってバスを購入し、運行をしているわけです。町民の皆さんが本当に喜ばれる運行体系にすべきではないですか。また、病院の経営を考えれば、入善町との相互乗り入れ 聞くところによると、入善も1台のバスで運行しているというふうなことから困難な事情はわかります。しかし、本当に町民の立場、住民の立場に立つのであれば、私は補正予算を組んででもやるべきだと思います。要望とします。

次に、カシノナガキクイムシの問題であります。

答弁でもありましたように、73本が500本まで広がっている。私も高速道路の境パーキングの立ち枯れ状況を、そこまで行って確認してきました。1人では抱えられないほどの太い木が枯れているわけです。根っこがたくさん伸びていると思います。

先ほども「急峻な地に」という話がありました。私はこの木が枯れて、腐って、それがまた土砂崩れのもとになることも考えられると思うのです。早急にこれは対策をとらなければいけない。

今年度から国の補助も出るようになったということです。500本全部駆除するんだと。そして、その後の対応もきちりする。その決意を述べてください。

議長（吉江守熙君） カシノナガキクイムシの被害拡大と対策結果について、産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほども申しましたが、今、被害木は急峻な山間地域で、ほとんど人力による作業によって対処していることであります。このことから、単年度で被害のあった立ち木すべての処理をするということは、非常に困難であります。立ち木が集中して、人家や、あるいは道路などへの倒木被害などが懸念される箇所を重点的に、早急に対処してまいりたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 昨年、73本すべて処理できなかった。それが被害の拡大につながっているのではないですか。

この18年度の調査、500本という調査の数字だそうですが、どのように調査されたのか教えてください。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほども言いましたが、朝日町の全域にわたって、それぞれの地

域の目視によって本数を確認しております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） その調査は委託によるものなのか。町の職員が独自に調査したのか。あるいは、県の立会いのもとにやられたのか。そのあたりをお聞きしているわけでありませう。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 当然、県とも合同で現地調査をいたしております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） そのときの県の対応はどのようなものであったのか。入善には被害がないようですが、他の市町に比べても朝日町の被害は大変大きなものがある。しかも、どんどん東に広がっている。その実態をやっぱり県にもきっちりと訴えて、食いとめていかなければ、私は、これは将来大きな問題になると思いますが、どういう状況だったのか教えてください。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほども申し上げましたが、このカシノナガキクイムシは、木の中で幼虫から成虫になって飛んでいくということから、その木1本1本処理していかざるを得ないということで、その被害の防止に努めております。

先ほども言いましたが、まさに機械なり、そういった薬剤なりで処理できるものであれば一番効果的であります。現時点では人力による1本1本の処理しかないという状況下において、今後ともそういったいい方策が出ないか私ども期待をしているところですが、今は地道に対処していくしかないかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 地道にやっているうちに、すべての大きな成木が被害を受けるという状態は十分に想像できます。また、先ほどの答弁で、6月、7月段階で処理をしたということですが、時期が遅すぎたのではないかと。そのために拡大したのではないかと。その点について、今後どのように考えていくのか答弁ください。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君）確かに時期的にはいろいろ問題はあるかと思いますが、ただ私も予算の執行上、あるいは国の補助を受けて執行する上でも、今の時期にできるだけ早く対処したというふうに一応は思っております。

議長（吉江守熙君）脇四計夫君。

3番（脇四計夫君）国は、そうしますと、500本全部やるだけの予算はないんだと言われるわけですか、どうなのですか。

議長（吉江守熙君）ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君）このカジノナガキイムシの被害は、当町だけではございませんで、先ほども言いましたが、1府14県、厳密に言いますと、鹿児島から山形までの日本海側の県に被害が波及しております。当然ながら国の補助もそれに追いついてくればいいのですが、なかなかそれにも追いついていないと。それと、もう1つは、やはり人力の作業によって対処せざるを得ないという、そういう状況下にありまして、確かに今ほど言われるように、一気に単年度に500本処理できるような、機械でも処理できるようなものであれば早急にそういった対処の仕方もあるわけでありますが、現時点では地道に人力で1本1本処理していくしかないという、そういう状況下にあることもご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（吉江守熙君）脇四計夫君。

3番（脇四計夫君）カジノナガキイムシについては、答弁の中でも、大変難しいという状況。わからないでもありませんが、さきの質問でもありました、朝日町、本当にこの緑豊かな、これが私は朝日町の大きな財産だと思うのです。それがお盆前から紅葉してしまう。そのような自然破壊を、金がないからということで半ば見放していくということは許せないと思います。県や国にもっと働きかけて、しっかりとこの対策をとられることを要望させていただきます。

それでは、件名3の、町民負担の軽減についてであります。先ほど、世帯数は把握ができません。非課税になった人の調査ならできるといことで答弁をいただきました。

私、朝日町の例規集を調べてみました。例規集の中にある軽減・免除措置だけでも9つ私は見つけました。町立保育所保育料徴収規則、それから老人医療事務取扱規則、朝日町身体障害者福祉法施行細則、身体障害児補装具交付等実施規則等であります。

その中には、住民税非課税世帯、あるいは所得税非課税世帯と。そのような人については、こうこうこういうふうな負担なんだと。あるいは、負担ゼロというようなものもありますが、

世帯数がわからなくしてこのような条例が、規則が、要領が運用できる。そこがよくわかりません。時間をかければわかるんだということなのかどうか、再度答弁ください。

議長（吉江守熙君） ただいまの町民負担の軽減について、民生部長。

民生部長（吉田 進君） 該当ある世帯、その世帯単位で調べることは、私、可能だと思います。その世帯の状況それぞれありますので、先ほど答弁申し上げましたように、生活保護の世帯、また障害者がおられる世帯、寡婦の世帯、その他扶養者の形態等、また年齢によっては未成年者が非課税という税制措置もあるはずでございまして、該当あった世帯については、その世帯を調べることはすぐ可能であります。議員のおっしゃる全世界帯で早急に調べるといふのは、私はちょっと困難だったかなというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） そこで、比較的利用の多い問題についてだけでも、私は、非課税世帯でないけれども、逆に言うと、年金が増えたわけでもないのに地方税法という法律の改定によって町民税がかかるようになった。このような人は把握できるわけです。これまでシルバータクシー券を支給されていた世帯というのはわかっているわけです。特別の収入増、所得増があれば別ですが、そのような世帯については引き続いて支給して何ら他の町民の異存はないのではないかというふうに思いますが、それについてどうなのかお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 先ほどの答弁にもその内容が入っていたと思いますが、この制度の運用といいますか、それについて非課税世帯をどういうふうにするか、またその負担をどうしていただくか等ありますけれども、その根拠といいますか、基準を、今その福祉施策のそれぞれの制度においては所得税の非課税世帯、あるいは住民税の非課税世帯というふうに課税状況によって求めているところがございまして、これは国の税制制度を利用したと申しますか、運用したという考えでございまして、おっしゃるように確かに税制の制度については時代の流れといいますか、そのときの状況によって制度が改正されるわけでありまして、それを基準にするといふのは、私どもは妥当であるというふうに考えて、非課税措置のある方についてはそういう福祉の施策をやっているというものであります。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） さきの6月議会で、この住民税の大幅な増税の専決処分の案件が議題として出され、審議をされたわけですが、これは単に住民税の問題だけではなく、国民健康

保険税、そして介護保険料、これにすべて連動をしているわけです。住民税については、町単独での減税というのは、あるいは老年者控除を復活させるということ等はできません。しかし、国保税、介護保険料については、町独自で住民の負担を軽くすることはできるわけがあります。国保税について言いますと、先ほどの答弁で、これからの医療制度はどのようになっているのか。そのような中で試算はできない。国の動向を見守りたい。朝日町議会ではこの言葉がよく使われますが、そのような国任せにせずに、町民の皆さんの負担 暮らしを守る。その観点で、町独自でできることはやるべきだと思いますが、どうですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 国保会計の関係、国保税についてでありますけれども、先ほども申し上げましたように、ここ3年間マイナスということであります。15年度から16、17、マイナスの数字を先ほど答弁させていただきました。3年間、まとめますと1億2,500のマイナスというふうになります。これは1つの国保会計として考えた場合、毎年その医療費が増高しておるわけございまして、県下でも1人当たりの療養諸費といいますが、医療費関係については上位ランクといいますが、16年度ではトップのほうであります。一方、負担のほうにつきましては平均以下ということで、そういうふうになっております。

国保会計の健全な運営をしていく上では、医療費の増高を抑えることも大事ではありますが、その会計を健全な運営をするということで、今のところ、国保税の引き下げというものは考えていないというものであります。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 先ほど、15年度から連続して単年度は赤字が続いているんだというふうな答弁でしたが、平成14年以前では、今も基金は変わりません。2億円の基金と、それから剰余金が2億二、三千万あったわけですよ。合計すると4億余りの基金、剰余金があったというわけですから、1人当たり減税するとしてもその財源、1万円ずつ減税したとしても5,000万ぐらいで済むわけです。基金、剰余金を取り崩せばできるわけあります。しかも、これから患者の負担が増えて国保会計からの支出は少なくなってくるが、町民の側にとっては暗い見通しですが、国保会計から見れば展望は明るいのではないかと。だから、これだけの町民への負担、押しつけるだけではなく、町として町民の負担を軽くする。それにも努力すべきだと思いますが、いかがですか。

そして、5倍、10倍と言いました。6月に町民税の通知が各家庭に郵送され、その時点で

町民の皆さんはこのような事前の説明を受けていません。計算間違いではないか。あるいは、どうしてこれだけ増税となるのか。そのような問い合わせや抗議が窓口寄せられたと思いますが、その相談・苦情件数、わかれば答弁をしてください。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） 住民税の改正に伴います問い合わせというか、相当数は参っておりますわけですが、具体的な数字は今ちょっと把握していませんので、よろしく願います。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） これは北日本新聞の8月18日付の報道ですが、富山市では1日に200件もの苦情が寄せられている。魚津市でも通知後1カ月で400件の苦情が寄せられているというわけであります。私は、この朝日町においても多くの方がこの負担に疑問を持ち、そして苦痛を感じておられることを述べておきます。

そして、国保会計について言いますと、正規の国民健康保険証を交付できない、1年以上国保税が支払えない人が増えてきているわけです。町民の皆さんの負担を軽くして、そして笑顔とまでは言えないかもしれないけれども、納められるような町税にしていくべきだと思いますが、コメントがあったらお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 脇議員、議会ごとに国保税の減税についての質問が出るわけですが、答弁も同じようになるかもしれませんが、町の考え方としましては、やはりそれなりの、高齢者率が高いということもありまして、医療費も増高の一途をたどっているわけであります。それを賄うためにも国民健康保険の税率が決められておりますので、これを下げるということは、それだけ歳入も減るわけであります。これを健全な運営をしていくためには、今のところ国民健康保険税の引き下げは考えていないということであります。

議長（吉江守熙君） 脇四計夫君。

3番（脇四計夫君） 町民負担については、最後に一言だけ述べさせていただきます。

これは長野県での話ですが、国民健康保険証を滞納によって取り上げられたという人は、どうしても病院に行く回数が減るわけであります。長野県では国民健康保険証のある人とならない人は55分の1に受診率が下がっているという状況が新聞で報道されています。

時間もあと7分しかありませんので、梅雨時の河川のはんらん等について一言だけ触れま
す。

先ほども答弁がありました、7月15日、わずか29ミリの時間降雨量で寺川がはんらんを
いたしました。私もその情報が入ったために現場に行きました。寺川というのは、この役場
の隣あたりから二級河川になっている。県の管理になっているというわけです。行きました
ら、役場の職員が何人も土のうを積んで、あふれている水の対策をとられておりました。二
級河川ならば本来県が管理すべきところではありますが、土曜日の夕方です。駆けつけられた
職員が必死になって作業をしておられました。頭が下がる思いでした。また、水門の調節と
いう話が答弁でありました。五差路のところ、この夏やはり用水があふれると。トイレに
水が入る。そのような案件もありました。いろいろこれを教訓にして、私は一層の水防努力
をお願いしたいと思います。

最後に、携帯電話の問題であります。

従来から大平地区の皆さんだけが朝日町では携帯電話が使えないという状況であります。
氷見市では17年度、3カ所あった山奥の地域の不感地帯解消をされました。総額1億4,200
万円の金をかけて不感地帯をなくしました。黒部市は今年度、2カ所ある不感地域を解消す
るために施策をとられるという話であります。国も防災、緊急のときのために、移動通信用
鉄塔施設整備事業という補助事業をつくっているではありませんか。国から2分の1を負担
するこの制度を活用して、どこでも安心して緊急時に対応できる、防災時に対応できる。そ
れを実現していかなければいけないと思います。

朝日町の決意を最後に述べていただきまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 先ほどもお答えいたしました、大平地区単独でいくという方法
も検討されます。さらには、上路地区でも、今不感地域解消に対する計画が検討されておる
ということで、今後これらの状況を踏まえながら不感地域の解消に当たってまいりたいとい
うふうに考えております。

議長（吉江守熙君） 次に、水野仁士君。

〔1番水野仁士君登壇〕

1番（水野仁士君） 議席1番の水野仁士でございます。議長のお許しを得まして、さきに
通告してあります件名2件の質問をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。

1点目ですが、当町は森林面積の大きい町だと思います。そんな中で、昭和30年代の半ばごろの一般家庭への燃料革命があり、食事をつくるのも、暖をとるのもガス、石油、電気などに取ってかわられ、里山でのまきづくり、あるいは炭焼きなど、また大きくなった木は木材として売り、苗木を育て、山の手入れをしながら山を守り生活をしていました。

しかし、高度経済成長とともに、林業では立ち行かなくなり、山は見捨てられ、山林、森林は荒廃、親から子への代がわりをした昨今、山林があっても持ち主自身が知らなかったり、どこにあるのかわからなかったり、また木は植わっていても自分の山と他人の山との境界がわからず、また手入れをしても価値観の上がない山林ではないでしょうか。

現在、建築材のほとんどが加工しやすい安価な外国産材になっている現状、荒廃した山林を、町は林業基盤整備などどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

2点目の保安林ですが、まず森林の持つ水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の持つ機能に対する力は大きであると感じています。

そこで、治山造林事業を推し進められる中で、話はちょっと古くなりますが、平成11年ごろ、共有地権者の仲間山、山崎字下り谷西平地内の一部が保安林指定の対象としての説明会があり、保安林指定を受けようとしたのですが、共有地権者の代がわり、あるいは都会へ出ていかれ、子孫の方が行方知れず、相続の関係などで保安林指定の承諾書に全員の承諾印がそろわず、ここに至るまで関係の方が努力されましたが、立ち消えになっています。

行政として、何か手助けがないかお尋ねをいたします。

また、当町における保安林指定の面積と地名がわかればお答えください。

続いて、3点目ですが、3年前にも質問いたしました。山林、林業の振興の意味合いもあって、再度質問させていただきます。

山林の木を育て守っていくということは、長い年月が必要だし、その間、手入れをしていかねばならない。現場へ行くにもすぐ行けるわけがないし、林道の整備が必要だと思う。

そこで、町道湯の瀬北又線ですが、町道でもあるし、一部、尾安谷までは林道の役目も果たしていると思います。湯の瀬から尾安谷までは民有地や民有山林があり、それに伴い、尾安谷までの部分的な道路開放が必要だと思います。そこで、尾安谷までの規制の撤廃をしていただきたく、町の考えをお尋ねいたします。

件名2ですが、さきの県総合計画審議会で、8つのテーマの長期構想が中間報告で了承となり、テーマの1つである長野県、富山県両県を結ぶ北アルプス横断道路も了承され、大き

く前進し、今後に期待するところですが、富山県においては立山ルート、上市ルート、新川ルートの3ルート案があり、それぞれの立場で誘致合戦が起きてくるのではないかと危惧するわけです。ここで言う日本海関東首都圏連絡道路建設構想推進会議を、県の発表を受けて、今後、町としてどう取り組んでいくかお尋ねをいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの水野仁士君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、山林について、要旨(1)、(2)、(3)を、産業部長。

〔産業部長朝倉 茂君登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名1の山林についての要旨(1)であります林業基盤整備についてお答えをいたします。

朝日町の全面積のうち約85%が山林で、木材の供給のみならず、水源の涵養や国土の保全、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能はますます大きくなってきておりますが、木材価格の低迷や不在地主の増加、高齢化などにより、手入れの行き届かなくなった森林が増えつつあるのが現状であります。

このような共有林や個人所有の山林の間伐や除伐、枝打ちなど保育事業に対し、これまで県単独森林整備事業や間伐事業などを導入し、支援を行ってきたところでありますが、今後とも森林の保育・整備に努めてまいりたいと考えており、具体的には新川森林組合を通じて申請していただき、整備区域の取りまとめを行っていただくこととなります。

次に、要旨(2)の保安林についてお答えいたします。

保安林は、水をはぐくみ、土砂崩れなどの災害防止や、美しい景観、健康休養の場等を提供するなど重要な役割を果たしておりますが、このような機能が失われないように、国・県において保安林として指定しているもので、降った雨を蓄え、洪水や濁水を緩和する「水源涵養保安林」や、土砂の流出・崩壊による土石流を防ぐ「土砂流出防備保安林」など、その種類は全部で17種類あります。

この保安林指定に当たりましては、災害復旧など緊急に施設工事を要する場合は、施設の設置後に地権者のご了解を得て保安林指定する場合がありますが、一般的には治山事業などの申請の際に、地権者の承諾が必要となります。

また、この制度では、税法上の優遇措置や、補助金制度により保安林改良事業として植林や除伐、下刈り等が県事業として実施される反面、山林所有者が勝手に立ち木の伐採や土地

の形状変更ができないなどの制限を受けることとなります。このようなことから、すべての地権者の承諾を得て保安林指定申請することとしておりますので、山林所有者の同意が不可欠であります。

なお、朝日町管内における保安林の種類は6種類で、保安林面積は4,628ヘクタールで、朝日町管内の私有林面積の約67%を占めておりますが、今後とも森林の持つ機能が損なわれないよう、国や県、山林所有者と連携を図りながら保安林の整備に努めてまいりたいと考えております。

次は、要旨(3)の道路規制撤廃についてであります。

町道湯の瀬北又線につきましては、小川温泉元湯を起点とし、北又に至る全長10.5キロの山岳道路で、昭和62年に町道認定をいたしておりますが、道路幅員が狭く、カーブや縦断勾配がきついため、公安委員会と協議の上で通行制限措置を講じているところであります。

この道路は現在、造林や治山事業、北又ダムの発電所管理、さらには朝日岳への登山、観光用道路として多くの方々に利用されているところでありますが、急峻な地形と脆弱な地質にあることから、落石や法面崩壊などが発生しやすく、その都度、土砂の除去作業や災害復旧事業などを実施し、通行の安全に努めてきたところであります。

ご質問の尾安谷は、起点より2.6キロメートル地点になりますが、平成16年10月には、起点付近において法面崩壊が発生していることや、また本年度におきましても、尾安谷近くにおいて大規模な山腹崩壊が発生していることなどから、現段階での尾安谷までの道路規制の解除につきましては困難であると考えております。

なお、造林やダム管理、山小屋関係者など、常時通行される方々に対しましては、事前に通行許可証を交付し通行していただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、北アルプス横断道路についてを、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） 水野仁士議員、件名2、北アルプス横断道路についての要旨(1)、当町の取り組みについてお答えさせていただきます。

北アルプス横断道路構想につきましては、去る9月7日に開催された富山県総合計画審議会において、新総合計画の中間報告案が示され、8つの長期構想の1つである「世界の立山・

黒部構想」における主な取り組みとして、北アルプス横断道路構想の推進が提示されたところであります。

北アルプス横断道路についてのこれまでの経過を申し上げますと、平成4年に新川地域2市3町の首長や議長及び県議会議員等による日本海関東首都圏連絡道路建設構想推進会議が設立され、平成6年には「北アルプス横断道必要性調査報告」を作成するなど、関係機関にその必要性を働きかけるとともに、新川・大北直結道路の優位性をアピールしてまいりました。さらに、平成6年には、朝日町・長野県白馬村議員連絡協議会も設立され、新川・大北直結道路の必要性等について協議がなされてきたところであります。

しかしながら、富山県内には現在、新川ルートのほかにも立山ルート及び上市ルートの3案があり、県として、いまだ一本化されていないなど、構想実現に向けて課題は山積しております。

そうした中、昨年4月に県東部の県議会議員による県東部地域産業活性化議員協議会が開催され、北アルプス横断道路実現に向けたC Dの試写や意見交換が行われました。その中では、首都圏への経済効果や広域観光はもとより、県全体の活性化のためには、3ルートの本一本化を図り、県のプロジェクトとして推進していく必要があるとの意見が大勢であったと聞いております。

また、新川推進協議会による日本海関東首都圏連絡道路建設構想推進会議では、ことし8月にも北アルプス横断道路構想の推進を県の新総合計画に明記することや、新川ルートを含めた3ルートある構想の本一本化への調査・研究を行い、県の課題として国に働きかけるよう要望書を県知事に提出してきたところであります。

町といたしましては、朝日町議会の議員全員で構成される日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会や、新川推進協議会による日本海関東首都圏連絡道路建設構想推進会議での議論を踏まえ、構想実現に向け積極的に取り組むとともに、新川ルートの必要性和優位性をアピールしていきたいと考えております。

今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

水野仁士君。

1番（水野仁士君） それでは、簡単な再質問をさせていただきます。

山の現状は荒れております。そういった中で、山の持ち主自身が、境界等がわからないと。紛争が起きておるような場所であれば、それらのところへ行って、その調停に立ってもらおうというようないろいろな話がございます。そこで、境界などで支援策があればお聞かせを願いたい。

議長（吉江守熙君） ただいまの林業基盤整備についての件について答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 今ほど述べられました個人との境界についての1つの手法といたしましては、地域森林管理整備事業という事業制度がございます。この事業は、やはり測量を実施しまして、境界ぐいを設置し、管理簿を作成するものでありまして、ただこの対象地につきましては、個人の造林地のうち、間伐を実施、または予定される森林や、集団化事業を実施した森林、さらには公社造林地などに限られておりまして、今ほど言いました何も無い、事業をやらないという土地の境界を確定する事業制度には現在ございませんので、ご理解賜りたいと思います。

議長（吉江守熙君） 水野仁士君。

1番（水野仁士君） 個人所有の山でございますから、個人で管理するのは当然かと思いますが、この荒れた山を見ておりますと、なかなか寂しいものがございますので質問をしたようなわけでございます。

2点目の水資源といいますが、保安林のことでございますが、水資源の涵養を目的とした保安林造成ということで2点目の質問をしたわけでございます。

これは現状を言いますと、4筆で地権者29名、台帳面積23万4,725平米でありました。これは、その言う山崎字下り谷西平地内の一部でございます。

質問の中でも申し上げましたが、最終的には子孫の方が、1名の方が行方知れずと。その方の同意書がいただけなかったというような関係で、この保安林の話が途中で消えていったと。何か寂しいような話でございましたが、これも法的に何か助けられることがあればお願いしたいような立場でお伺いしたわけでございます。

議長（吉江守熙君） ただいまの保安林についての答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（朝倉 茂君） 税法上の優遇措置とか、あるいは山林の手入れ、管理等が一応県事業などで実施される反面、やはり個人の土地が、勝手に木の伐採ができないこと、あるいは形状変更できないことなどの制限を受けるということから、制度上、すべての地権者の承

諾が必要であるということ为先ほども答弁させていただいたわけであります。

議長（吉江守熙君） 水野仁士君。

1番（水野仁士君） 29名、そのうち1名、それが都会へ行っておられると。それに対し、29名でその追跡調査なり、現地へ行くと。場所を言うのもちょっとおかしいのですが、大阪あたりまで、都会のほうへ行くというのなかなか至難のわざでもあるし、突きとめたところ、行方知れずと。そういったような結果で、28名の方が同意されておるにもかかわらず、1名の方のために、「ために」と言うのはおかしい話ですが、できなかつた。こういったような経過もございますので、そこら辺も何か行政は温かい目を、光を当てるようなことができないかと思って質問したようなわけでございます。

それはそれで1つ終わらせていただきます。

それでは、3点目の尾安谷までの道路規制の撤廃でございますが、この問題も20年近くも通行規制をされていますが、この道路は災害と隣り合わせの道路ではないかと思っております。

そこで、復旧には財政負担もかかりますが、通行規制するばかりが行政ではないと感じます。そろそろ町政のトップの決断が必要ではないでしょうか。そこら辺を町長。

議長（吉江守熙君） ただいまの湯の瀬北又線の件について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 私の記憶をたどっておりますが、「町道湯の瀬北又線」という町道名をつくりましたのは、朝日小川ダムの電源開発に伴いまして、越道までが林道でございました。その越道峠に実は通行さくがあったわけですよ。それを取り除いて北又までということで、「町道湯の瀬北又線」という名称にしたと私は記憶しております。

その段階で道路勾配、幅員など、県の公安委員会ともご相談を申し上げたところ、道路としては指定できない。道路として認めることができないというそのような関係で現在も規制をかけているわけであります。

今ほど議員が言われますように、尾安谷までということよりも、ではその後、奥地に向かってどうするかという大きな問題があるかと思っておりますので、そろそろ決断ということを言われますが、かなり頭の痛いところでありますので、賢明なる議員のご指導を賜れば幸いです、かように思う次第であります。

議長（吉江守熙君） よろしいですか。

水野仁士君。

1番（水野仁士君） 私は、この町長の答弁は前向きな答弁だと思っております。今後期待をしておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、北アルプス横断道のことでございますが、今後とも前向きに、町のほうも積極的に取り組んでいかれることを希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、廣田 誼君。

〔8番 廣田 誼君登壇〕

8番（廣田 誼君） 8番、廣田です。議長のお許しを得て、さきに通告してあります2件、6要旨について質問いたします。

まず最初は、人口定住対策についてであります。

朝日町の人口は、昭和30年代の2万4,000人から今日1万5,000人程度と約9,000人、約37%減少しており、このまま推移しますと、人口1万2,000人時代が近い将来に十分予測され、非常に危機感を持つ1人です。

町の発展、町の活力の根本は、人口の増加、人口の定住化が不可欠であります。特に若者の定着が最も重要な要素だと思っております。町政の責任としても、ただこの減少を黙って見ているだけではなく、減少傾向にストップをかけ、1人でも多くの町民が町にとどまっていだくような政策が必要であります。また、町外から定住していただく人を呼び寄せるような計画とその実行が不可欠と考えます。

団塊の世代がふるさとへUターンする好機であり、企業誘致や民間宅地開発、よこお団地の販売促進、空き家の活用なども考え、計画していかなばならない課題であります。

そこで、お聞きをいたします。

過去5年間に減少した人数を年度ごとにお聞かせください。また、死亡・出生を差し引いた自然減数を年度ごとにお聞かせください。また、町外転出者の年齢層と主な転出理由をお聞かせください。また、転出先は近隣市町、県内、県外に分けてどうなっているのか、具体的な数値を教えてください。もう1つ、就学前の子どもの出生数をお聞かせください。

そこで、要旨(1)、民間宅地開発と空き地、空き家対策についてであります。

宅地開発については、民間活力の活用が重要であります。現在の民間による宅地開発の現状と今までなされた業者への働きかけなどについてどのような働きかけがあったのかをお聞かせください。

また、町内には、空き地、空き家が目立ってきております。それらの現状とそれらの活用についてどのように考えておられるかをお聞かせください。

他の市町村では、空き家情報を積極的にインターネットなどで情報公開し、都市部での団塊の世代の定年後の田舎暮らしの場の提供を呼びかけておられることもお聞きいたしますが、そのような積極的な対策がとられないかお伺いをいたします。

要旨(2)、企業誘致促進についてであります。

雇用の場の創出という観点から、企業誘致は重要な人口増対策であります。景気のよしあしにかかわらず、地道な努力が必要と思います。企業誘致の促進についての現状と見込み企業の見通しなどについてお伺いをいたします。

また、企業誘致については、名の通った一流企業もさることながら、町内の起業家への支援、さらには町の縁故者に対する呼びかけなどが重要と思いますが、現状と見込み、見通しについてお伺いをいたします。

さらに、制度面で、町の企業誘致政策の中での助成制度の内容、認定基準、認定方法などについてお聞かせください。

要旨(3)、よこお団地の販売促進についてであります。

町の期待を担って、平成15年7月に販売開始したよこお団地も、販売から3年が経過いたしました。あまり販売が進んでいないようですが、今日までの販売状況、入居状況、今後の売却見通しなどをお聞かせください。

また、現在のままでは、残っている宅地の維持管理に対する町負担が発生していると思います。年間維持管理費は幾らぐらいかお聞きかしてください。

今後の売却完了見通し計画、販売促進計画などについて積極的な対応が必要かと思っております。テレビを通じての販売促進も見られますが、売却が進まない原因とその理由を分析されているのか。あれば、お聞かせください。

件名2、農業安定対策についてお尋ねいたします。

目まぐるしく変化する農業情勢、これに対して農業に取り組む担い手の高齢化が進み、ますます厳しさを増している中であって、町の指導的役割がより大きいものが求められます。

そこで、要旨(1)、品目横断的経営安定対策についてであります。

古くから続いてきた個別対応の農業経営は既に過去のものとなりつつあり、集落営農の推進などが叫ばれて早くも四半世紀が経過しようとしております。各地では、集落営農組織や担い手農家による農業組織が設立されていますが、まだその基盤は脆弱なものであります。

今や理屈抜きで集落営農組織の強化、担い手農家の育成が急務となっております。

平成 19 年にスタートする品目横断的経営安定化対策の実施に当たり、行政としてどのような指導をなされるのか。また、町内の組織の設立見通しなどについてお伺いいたします。

また、朝日町の助成と支援対策として、特にますます大型化、省力化が進む農業機械導入に対しての支援が必要と考えるが、計画、見通しなどをお聞かせください。

要旨(2)、休耕田、放棄田対策についてであります。

1 年前にも、私は議会において質問いたしました。依然として、町の至るところで耕作放棄田が見られ、年月の経過によって原野化が進んでおります。特に市街地内や宮崎地区の国道 8 号沿線などは、町のイメージダウンにつながっていると考えます。

10 年前と今日を比較した場合の各面積についてお聞かせください。これら放棄田や荒廃田についてどのような対策をとっておられるのかお尋ねいたします。

要旨(3)、転作作物についてであります。

朝日町の転作作物として大豆が奨励されていますが、地力の低下や価額の面など多くの問題がありますが、現状をお聞かせください。転作率が 30% になっておりますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

また、他の転作作物への変更や品目の決定はどこでやっているのか。どこで審議するのかをお聞きし、私の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの 廣田 誼君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、人口定住対策について、要旨(1)を、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） 廣田誼議員、件名 1、人口定住対策について、要旨(1)、民間宅地開発と空き地、空き家対策についてお答えさせていただきます。

最初に、町の人口の減少等について申し上げます。

1 点目の過去 5 年間の減少した人口については、平成 13 年度は 209 人、平成 14 年度は 276 人、平成 15 年度は 223 人、平成 16 年度は 219 人、平成 17 年度は 172 人となっております。2 点目の出生から死亡を差し引いた自然減数については、平成 13 年度は 64 人、平成 14 年度は 108 人、平成 15 年度は 103 人、平成 16 年度は 98 人、平成 17 年度は 119 人となっております。

3点目の転出者の年齢層を過去5年間で見ますと、20代が約40%と最も多く、30代が約22%、20歳未満が約18%、その他で約20%となっております。

転出理由につきましては、届け出る義務がないため記録はありませんが、窓口対応での感觸では次のことが挙げられると考えられます。

10代後半、20代前半では進学、就職によるものが多く、20代、30代では職場の移動により単身または家族全員で転出するもの、町外に家を新築もしくは借りたことによるもの、結婚などにより移動するものが多いようであります。60代以降では、老人ホームなどの施設入所や、町外の身内のところへ行くケースが多いように思われます。

4点目の転出先については、県内に約57%、県外・国外に約43%という状況であり、県内の内訳といたしましては、旧大沢野町などを含めました富山市に約15%、滑川市に約3%、魚津市に約8%、旧宇奈月町を含めた黒部市に約10%、入善町に約16%、その他の県内に約5%となっております。

最後の5点目の就学前の子どもの人数につきましては、平成13年度末では657人、平成14年度末では600人、平成15年度末では572人、平成16年度末では554人、平成17年度末では530人といった状況であります。

ご質問の民間の宅地開発についてであります。昭和61年3月に制定いたしました朝日町宅地開発民間活力導入事業補助金交付要綱に基づき、昭和62年から平成12年の間に、9団地152区画の造成がなされております。

補助対象は、区画内道路の舗装路盤工、公園緑地広場の整備及び植栽、団地内の側溝の整備に対し一定の補助金を交付するものであり、総額で3,064万9,000円の補助を実施してきたところであります。

次に、町内の空き家、空き地の実態につきましては、具体的な調査は現在行っておりませんが、人口流出や少子高齢化、核家族化の進展に伴い、多く見受けられるようになったことはご承知のとおりであります。

空き家、空き地の増加は、景観上や衛生的な問題等も含め、町民が安全で安心して生活できる環境を阻害するものであり、また人口流出に拍車がかかることも予想されることから、定住促進、地域活性化の観点からも、こうした空き家、空き地の対策に積極的に取り組む必要があると考えているところであります。

効果的な利活用を図るには、どこにどのような状態の物件があるのかという実態把握や、所有者、占有者の方々がその物件に対し、だれかに貸したいのか、あるいは売却したいのか、

または取り壊したいと考えているかなどの意向調査が前提となりますが、そうした場合、行政と地域が一体となつての取り組みがより有効であり、自治振興会を初めとする地域の方々のご理解とご協力が不可欠なものと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、空洞化した市街地における土地の再利用や、借家に対する家賃の補助などを行っております他の自治体の先例などを参考にしながら、空き家等情報提供システム等について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名 1、人口定住対策について、要旨(2)、(3)について及び件名 2、農業安定対策についてを、産業部長。

〔産業部長朝倉 茂君登壇〕

産業部長（朝倉 茂君） それでは、件名 1 の人口定住対策についての要旨(2)であります企業誘致促進についてお答えをいたします。

企業誘致は、雇用の創出の場であるとともに、地域経済の担い手として重要な役割を果たしていることから、活力あるまちづくりには、既存企業の育成や優良企業の誘致の推進は重要な課題であると考えております。

これまで企業の設備投資等に関する情報収集や企業訪問などを行ってきたところでありますが、企業側が必要とする立地条件と合致しないことや、受け入れ可能な規模の企業は他市町村との誘致競争が激しく、誘致の実現に至っていないのが現状であります。

企業誘致につきましては、昭和 58 年に朝日町企業立地奨励事業補助金交付要綱を設け、企業の受け入れ態勢を整えたところ、昭和 61 年 3 月に朝日電子株式会社、昭和 62 年 4 月には株式会社トータルサウンドスタック朝日工場が誘致されたところであります。

この朝日町企業立地奨励事業補助金交付要綱の内容といたしましては、工場などを設置するための用地取得に対しまして補助する「用地取得奨励事業」と、取りつけ道路や緑地など敷地整備等に補助する「工場周辺環境整備事業」があります。

この補助要件は、用地取得面積が 1,000 平米以上で、緑地などの環境整備や公害発生防止対策のほかに、新規立地または大規模新規立地などによって、新規雇用の従業者数や着手してからの操業開始時期などが定められております。

また、大規模新規立地及び大規模増設につきましては、富山県企業立地推進事業補助金交付要綱の適用を受けたものに限られております。

企業立地の動向は厳しい状況ではありますが、引き続き企業誘致の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、要旨(3)のよこお団地の販売促進についてであります。

よこお団地につきましては、人口の定住促進に向けた住宅施策の一環として、44区画を宅地造成し、平成15年6月より分譲販売を行ってきたところであります。

1区画当たりの宅地面積は75坪程度をベースとして、水道や下水道管、消雪施設などを完備し、坪当たり8万円台の価格設定により、特に若者を対象に分譲販売をいたしたものであります。

現在の販売状況は12区画であり、そのうち入居者数は8世帯で、建設中の住宅が1世帯ありますが、宅地購入者の大半は30代と比較的若い年代層の方々に購入をいただいているところであります。

分譲地の販売に当たりましては、民間住宅メーカーへのパンフレットの持ち込みやホームページへの掲載など、宅地分譲の販売促進に努めてきたところでありますが、厳しい社会情勢などの影響もあり、販売成果が思うように上がっていないのが現状であります。

このため、販売促進を重要課題と位置づけし、その対策を検討しているところで、今後とも宅地造成の目的に沿った1日も早い完売に向けて、さらなる努力をしてみたいと考えております。

次、件名2の農業安定対策についての要旨(1)であります品目横断的経営安定対策についてお答えをいたします。

米政策改革がスタートして3年目を迎えますが、昨年10月に閣議決定されました経営所得安定対策大綱では、「品目横断的経営安定対策」や「米政策改革推進対策の見直し」、さらには「農地・水・環境保全向上対策」の3つの柱から成る対策が平成19年度から実施されることはご案内のとおりであります。

このうち品目横断的経営安定対策につきましては、これまでの全農家を対象とした米、大豆など品目別に講じられてきた対策を意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換するものであります。

この中で、国が示す担い手の基本原則として、4ヘクタール以上の認定農業者と一定要件を満たす20ヘクタール以上の集落営農組織が支援の対象とされております。

このことから、県農業普及指導センターや農協などと合同で、昨年12月には管内生産組合長代表者会議、ことし1月には各地区生産組合長や中核農家、受託者協議会を対象とした

合同研修会、さらに3月には集落ごとの春の農事座談会において、経営所得安定対策に関する説明と意見交換などを行い、地域における農業の将来について話し合っていたくようお願いをするとともに、その指導・育成に努めてきたところであります。

その結果、現在、幾つかの集落において集落営農組織設立に向けた準備や協議が行われており、また数名の方が認定農業者への申請を検討されているところであります。

特に集落営農組織となるには、経営の一元化や法人化計画の作成と5年以内に農業生産法人となること、さらには5年をめぐりに地域農業の3分の2以上を集積することなどの要件が定められていることから、集落での十分な話し合いと合意が必要であります。

このことから、引き続き説明会や話し合いなどを行い、新たな担い手対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、農業機械の導入支援対策につきましては、地域農業担い手育成推進事業や集落営農緊急育成事業などによる助成制度、さらには資金融資制度などがあり、認定農業者や集落営農組織の皆さんにこの制度の活用を含め、周知を図ってまいりたいと考えております。

次は、要旨(2)の休耕田、放棄田対策についてであります。

遊休農地や耕作放棄地につきましては、高齢化や労働力の不足、さらには有害鳥獣被害の影響などにより年々増加の傾向にあり、病害虫の発生や水路機能の低下、環境の悪化など、その対策が重要な課題となっております。

当町におきましては、山間部を中心に遊休農地化が進んでおりましたが、近年では高齢化などに加え、有害鳥獣被害の影響や離農者の増加、さらには農地の集積先である担い手も経営の安定を図るために、条件のよい農地のみを集積していることから、条件の悪い農地、例えば市街地の未整備農地などが遊休農地化しているのが現状であります。

この遊休農地の面積につきましては、平成8年と9年の2カ年間にわたって個別調査を行った結果では約39ヘクタールでありましたが、その後農業委員会による現地確認のみの調査を行っていることから、数値的には不明ではありますが、増加しているものと推測をいたしております。

このことから、本年も農業委員会活動の一環として、現地調査と遊休農地解消に向けた取り組みを行い、街部での40アールの遊休農地が解消されたところであります。

いずれにいたしましても、遊休農地化の原因も多様化しており、今後、農業委員会のみならず、地域を挙げての取り組みが重要であることから、農業委員会や農業団体、生産組合などと協議、連携を図りながら、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次は、要旨(3)の転作作物についてであります。

当地では、転作基幹作物といたしまして大豆を推奨し、各地区の集落単位で設定されたブロックローテーションに基づき大豆栽培が行われておりますが、町内外の消費者から高い評価を得ているところであります。

その一方で、大豆の連作障害などによる地力低下が挙げられますが、その地力低下を回避するためにソルガムやクロタラリアといった地力増進作物と水稲、大豆を組み合わせた輪作体系を推奨し、その普及を図るために、地力増進作物につきましては、産地づくり交付金の中で大豆と同額の助成を行っているところであります。

転作率につきましては、平成19年度から米の需給調整が農業者や農業団体の主体的な需給調整システムに移行することとなっており、今後の生産目標数量は前年産米の販売実績数量により決定されることから、生産目標数量が減れば転作率が増えることになり、売れる米づくりをより一層推進していくことが重要であります。

なお、大豆や地力増進作物などを含めた転作作物の品目や助成単価につきましては、町や農協、農業者の代表などで構成する朝日町水田農業推進協議会において審議し、決定を行っております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまです。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約15分とし、午後2時50分から再開いたします。

（午後2時35分）

〔休憩中〕

（午後2時52分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8番（廣田 誼君） ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

まず、民間宅地開発の答弁をいただきました。今現在の状況の中で、難しい状況が伝わってきておりますが、今日、日本の経済のほうもだんだん前進をしており、景気が回復傾向にあるという状況でありますので、民間開発のほうも前へ進めていただくようお願いをしたいと思います。

あと、企業誘致であります。これらについて昨年12月に同じ質問をしました。大して変わ

らない答弁がわかってきたわけなのですが、昨年の質問には、多方面へ呼びかけに行く、PRに行くということが答弁でなされております。東京、大阪、名古屋、京都といろんなところへ、多岐にわたるということを聞きましてうれしく思ったわけではありますが、きょうの答弁では、それらについては1つも答えていなかったということは、行かれなかったのか、行ってもだめだったかなという悲観的なことしか浮かんでこないわけなのですが、多分そうだろうと思います。

先ほど言いましたが、景気が向上といいましょうか、前へ進んでおる状況の中で、町長の力を発揮していただきまして、ぜひ企業誘致を実現させていただきたいということを申し上げておきます。

また、よこお団地についてであります。これも昨年質問をしたとおりの答弁でありまして、昨年11月に12区画が売れたという答弁がありました。1年弱であります。現状維持の12区画のままでありまして、当局のほうもいろんな形でやっておられるということは想像できるわけではありますが、これらについて、今後、このまま淡々と進めば、前へ進むのかなと。

要は、この問題については、15年7月に販売スタートされたわけなのですが、私たち議員、もろ手を挙げて、この事業に対しては喜んで賛成したはずでありまして、44区画が全部完売されて、立派なよこお団地がもうできていいころかなという期待を持ったわけであります。これらが全然遅々として進んでいない状況の中で、部長とすれば、どうしたものかなという答弁しかできなかつたかなと思います。

これについて町長、よこお団地ですが、これはこのまま いろんな細かい、何というかPRをされておるようではありますが、もう何年かというものをある程度めどをつけて、減額するか、あるいは今までおった者に対してはある程度保障しながらでも、減額してでもいいから人口増対策、定住対策という観点からでももう少し値段を変更していきなり、そういう方策が必要になってくる時期が近々に来るような気がいたしますが、町長とすれば、何かこのあたりの対策があればちょっとお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉江守熙君） ただいまのよこお団地の件について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） まことに残念ながら、私どもの職員は営業活動をしていると言いながら、昨年は9カ所しか行っていないのですね。議員も鋭くそこをついていただければと思ったのでありますが、私どもは、260日ほど働く生活の中で、9カ所しか行っていない。これ

が現実であります。

それはそれとして、今後は努力をしていきたいと思っております。

今、議員がご指摘されましたように単価を下げる。これも1つの方法かと思いますが、それでは12の方々はそれでいいのかという話が当然出てくるわけでありまして。

当然住宅を取得されたときに対する町の補助制度があるわけでありまして。私は、町が、そういうことのPRが少し少ないのかなという気がいたしますので、当分の間と申しますか、いま一度努力をしてみたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

廣田 誼君。

8番（廣田 誼君） 当分の間、何とか頑張ってみるということではありますが、近々に何か大きな改正といいたいでしょうか、対策が講じられるようお願いしたいわけでありまして。

ただ、今現在の12区画は建てられたわけなのですが、これらも散在しておりまして、1カ所に固まっていないわけですね。ばらばらに建てられたものですから、空き地、あるいは冬の除雪対策等にしても大きなむだがあるように思いますし、この空き地の除草も、ただ単に葉をまいてほうり投げる「ほうり投げる」と言う失礼なのですが、除草されただけの荒れ地になっているような気がしますし、あそこにある排水路の草も刈っていない。あれは桜も古木といいたいでしょうか、もう老朽化といいたいでしょうか、老木になっておりまして、これらの伐採も多少おこなっているような気がいたします。

それらを考えたときに、現在おられる皆さん方に「住んでよかった。来てよかった」と思われることは、まず必要かなと思いますので、現在入られた皆さん方に対しての環境整備もやっぱり怠りなくやっていたきながら、新しく入られる方に対するPRを一段とやっていただきたいと思っておりますし、今ほど町長が言われました、入られた方に対する価格。これも価格を変更するとすれば、当然入られた方に対しては還元せざるを得ないのだらうと思っております。私ら議員も一端の責任があるわけでありまして、ぜひ近々に対策を講じられるよう期待をしておきます。

農業についてであります。品目横断的経営安定化対策、これについては政府が決定をいたしまして、来年4月からスタートするわけでありまして。これについては、集落営農及び担い手農家、これらが対象となりますが、これらの方々もいかにせん現在の不安定農業の中で、どうやって集落営農を設立すればいいか、はっきりとわかっていない状況がまだ見えます。

今ほどの部長の答弁で、説明をしながらやっていくということでありまして、農協関係

者、あるいは普及センター等のタイアップの中で、速く、速やかな対策を講じないと、遅々とおくれしていくばかりのような気がいたします。

その中で、担い手農家が応分の安定面積を確保して現在やっておられるわけなのですが、これが集落営農と競合していく、リンクするような状況に置かれます。集落営農とすれば、その集落の3分の2が対象となれるわけでありまして、そうすると、3分の1が担い手農家へ行ってもいいと言えはいんですが、それらが競合したときに、どちらが優先するのか。あるいは、どうやってそれらをうまく誘導・指導していくのか。これがこれから大きな問題になるような気がいたします。担い手農家と集落営農が手を組んでいかれるような状況には、役場の指導体制が不可欠になるような気がいたしますので、これらについてよろしくお願ひしたいということと、集落営農を立ち上げるには、だれもお金を持ってない状況。先ほどは大型農機具をある程度補助事業としてやっていただくということでもありますので、これらに町としても目をあけていただきながら、集落営農の組織の立ち上げに大きな支援をお願ひしたいと思いますが、もう時間がないので、これらについても速やかな農家への指導と呼びかけ、あるいは内容を説明しながらやっていただきたいと思います。

特にそれらにかかわっていない農家については、完全に農業経営が成り立たない状況にはなります。それらを考えたときに、集落営農なのか、担い手農家になるのか、どちらのほうかへ入られるようなことをしていかざるを得ない政府の施策でありますので、ぜひそこあたりを、担当部長を初め、担当者の皆様方が農協とタイアップして考えていただきたいと思っています。

また、休耕田、放棄田、これも毎年増えてきておると、これらに対する対策、これも私が昨年質問したのと全く変わらない面積、あるいは状況であります。これらについても有害な病気、病原菌、あるいは病虫害、これらが発生し、それらのことがいろんな面で町民、あるいは家庭に不快感、あるいは病気の蔓延のもとをつくっておるような気がいたしますので、これらはどこのだれがそれを処理し、整備をするかという1つの指針を打ち立てる必要があるかと思っています。これは生産組合なのか、町内会なのか、どこのあたりなのかというものを近々に方向性を出してもらいながら対処をしていこうお願ひしたいということと同時に、現在の荒廃田、あるいは休耕田に対する田んぼへの復帰も当然大事になってきます。

あさひ野農協では、アグリあさひ野という法人が設立されて、現在も経営をしておられるわけなのですが、そのアグリあさひ野自身、現在、宮崎から南保、五箇庄、泊、大家庄、いろんなところで点在した田んぼをやっておられるわけなのです。そうすると、これらの田ん

ぼは、整形田は少ない。不整形田が多い。あるいは、飛び地ばかり。あるいは、畦畔がない。あぜというか、土の畦畔で、草刈りが必要というような不利な田んぼをアグリあさひ野という会社が現在やっておりますが、今度、みな穂農協になりまして、多分これが農協から離れていくのではないかという不安が出されます。その不安を解消するには 今言った不整形田や、そういうあまり利益の上がない湿田等については、当然そこから離れていくだろうと思います。では、その田んぼはだれがどうするのか。そういうことを考えたときの方向も難しいということと同時に、だれかが助ける必要があるだろうと。特にそれは集落営農の形の中で、「私たちの田んぼは私たちが守る」という集落的な考え方が基本ではないかなと思います。担い手農家の皆さんには、それをやれと言っても、とてもではないが難しい。すると、補助対象にしないと、それは経営的には無理だと。そういう悪循環が大きくありますので、それらを考えたときに、皆さん方のいい頭で、またいい考え方を出していただきたいと思います。

また、転作作物について、転作率が増えていく可能性があるということをお先ほど答弁で聞きました。現在 30%の転作で、3年間に1回の休耕、あるいは転作作物が植えられております。

それで、先ほど私が言いました地力増進作物というものは、1回やれば後2年間、田んぼとしてある程度いい数量がとれるだろうと思いますが、その中の1年間でやっぱり大豆か何かを植えていくような現状の中で、地力低下は免れない。そうすると、1年間地力増進をやり、2年間米作をやればいいのですが、1年間増進作物をやりながら、1年間大豆をやった場合、で、1年間米作という方向性が何か政府のほうで案としてあるようであります。そうしますと、田んぼの地力増進が全然図られない状況のまま進んでいくと。これらを考えたときに、その大豆作物というものをどう対処するのか。

ただし、現在、農家の皆さんが大豆で転作作物をやっておられるわけでありまして。それを地力増進作物に切りかえると、大豆の面積が減ってくる。あるいはまた、経営が困難になると。要は大型機械で大豆作物をやらざるを得ない現実の中で、機械を購入したときの返還、償還もできない現実を見たときに、大豆の転作をやらざるを得ないものを地力増進に、そこに切りかえることができるかどうか。私はそれを問うておるわけなので、それらを今後の方向として両立させられるのか。あるいは、一方をどうするのか。

こういうことを私は昨年と一緒の質問の中で問うたわけでありまして、これらは来年に

向かって皆様方のいい知恵を出してもらいながら、これを処理 処理といいたいでしょうか、

いい方向性を出していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、稲村 功君。

〔 9 番稲村 功君登壇 〕

9 番(稲村 功君) 稲村功であります。私は日本共産党を代表して質問するものであります。

ご案内のとおり、朝日町議会では、議会ごとに代表質問が行われておりました。ところが、8 月 28 日の初議会の議員協議会において、今後の一般質問のあり方として代表質問が不要であるとの意見が出され、いろいろ討議いたしました。意見がまとまらず、とりあえず 9 月議会は代表質問なしでやってみて、12 月議会で再審議してはどうかという議長の計らいで、9 月議会は代表質問なしとなった次第であります。

私ども日本共産党の立場は、当然、代表質問は必要不可欠だという立場であります。なぜならば、議会の会派届を出した各政党や各会派がその責任において行う代表質問をなくして何の政党、何の会派か。その存在意義が鋭く、厳しく問われるのであります。

言うまでもなく、議員の質問というものは、ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにすることにとどまるものではありません。所信をただすことによって執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任も明らかにさせたり、そして結果としては現行の政策を変更させる、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があるのであります。議会の質問についての日本共産党の立場を申し述べて質問に入ります。

まず、第 1 点の児童、医療等福祉施策について。

県単独医療費助成の見直しについてお伺いいたします。

富山県の県単独医療費助成制度は、1972 年以来、県民の粘り強い運動で段階的に充実されてきた全国に誇れる福祉医療制度で、自民党県政もこの制度を守ってきました。

現在、妊産婦、乳児（ゼロ歳児）、幼児（1 歳から 6 歳まで）の通院と入院、18 歳以下ひとり親の家庭、65 歳未満重度障害、65 歳以上重中度障害、65 歳から 69 歳の軽度障害の 8 つの制度区分で、所得制限なしで実施され、約 14 万 5,000 人が利用されていると言われております。

この助成方法は 5 つの区分、つまり妊産婦、乳児、ひとり親、65 歳未満重度障害、65 歳から 69 歳軽度障害は現物給付、つまり窓口無料で、他の 3 つの区分、幼児の通院と入院、65 歳以上重中度障害は償還払いの、つまり窓口有料で行われております。

石井知事は就任以来、この制度の見直しを表明してきました。私は、この見直しは県民への大きなしわ寄せを招くものであって、町長は町の代表として、その制度の継続を県に要望すべきものと考えますが、町長の所見をお伺いしたいのであります。

次に、2点目の児童館の建設についてであります。

子どもを安心して生み育てられる環境をつくることは、政治の責任であり、行政の責任であります。お父さんやお母さんが安心して働くためにも、子どもたちの放課後や休みの日など、安心して過ごせる場所がどうしても必要であります。これは子どもたちの安全のためにも大切なことでもあります。

昨年7月、朝日町で初めての児童館が旧中部保育所の跡地にできました。大変好評で、利用者も多くあると聞いております。第2の児童館の建設が必要ではないかと思うのでありますが、町長の所見をお伺いしたいのであります。

3点目の学童保育について。

文部科学省と厚生労働省は、来年度の概算要求で、小学生の放課後対策事業、つまり「放課後子どもプラン」の創設予算を盛り込んだことが、先日、新聞報道されました。

厚生労働省の学童保育「放課後児童健全育成事業」と文部科学省のすべての子どもを対象の施策「放課後子ども教室推進事業」、双方とも2万カ所の小学校で、つまりすべての小学校区で実施する額を要求し、各市町村で教育委員会が主導して両事業を実施するとしているのであります。学童保育について、政府の大きなバックアップがなされたわけであり、町当局の腕の振るいどころであります。町長の学童保育についての考えをお伺いいたします。

質問の大きな2点目、環境問題についてであります。

東部清掃センター施設取り壊しについてお伺いします。

長い間の懸案になっていた東部清掃センターの取り壊しが、このほどようやく落札されたと聞きますが、落札価格、入札価格、落札業者、予定価格などをお聞かせください。

また、ダイオキシン対策はもちろん、アスベストの危険性はないのか。地域住民に公害被害のないように万全の対策で処理すべきと思いますが、町長の所見を伺いたいのであります。

また、あわせて跡地の利用計画などについてもお伺いしたいのであります。

3点目の病院経営についてお伺いいたします。

病院の決算について。

平成17年度朝日町病院事業決算において、10億円余りの赤字が計上されました。予算との関係で言えば、大宗において予想されることではありますが、一口に10億といえれば大変な

額であります。どうしてこうなったのか。監査意見書にもありますように、地域の基幹病院として、患者の立場で質の高い、安心できる医療の提供に積極的に取り組む必要があるのは申すまでもありませんが、この赤字になった原因とその対応策について町民に明らかにすべきと思いますが、町長の所見を伺います。

また、今決算では、患者数の減が前年度対比2万7,184人、12.2%にも上り、中でも外来患者2万2,476人が減っております。この患者減が医業収益の減少に大きく原因していると考えますが、今、病院利用者の中に、帰りのバスがなくて不便だとの声を聞きます。1人でも多くの患者に来院してもらうためにも、帰りの交通の便、午後の公共バスの増設を図るべきと思いますが、対応策をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの稲村 功君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、児童、医療等福祉施策についてを、民生部長。

〔民生部長吉田 進君登壇〕

民生部長（吉田 進君） 稲村 功議員、件名1の児童、医療等福祉施策についての要旨、県単独医療費助成の見直しについて、児童館の建設について、学童保育についてお答えいたします。

日本の医療制度は、国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる制度を実現するとともに、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化社会の到来と経済が低成長へと移行していく中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたって持続可能なものにするためには、その構造改革が急務であることから、さきの国会で「健康保険法等の一部を改正する法律」と「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、平成20年4月の完全実施に向けた医療制度改革がスタートいたしました。この制度の中で、70歳以上の人で現役並み所得を有する人の自己負担の見直しが行われました。

県では、学識経験者など10名で構成する「医療費助成制度のあり方懇談会」が設置され、8月28日、県知事に医療費助成制度のあり方の方向性についての中間報告を提出されたのであります。これを受けて県は、本年10月からの国の制度改革への対応について、重度障害者と中度障害者を分けて対応することとし、65歳以上の重度障害者の現役並み所得者については、患者負担無料を継続する。

一方、65歳以上の中度障害者については、64歳以下が助成対象となっていないことなどを

考慮し、65歳以上の中度障害者の現役並み所得者の本来の自己負担が2割から3割に引き上げられるが、従来どおり2割助成とし、引き上げられた1割部分については患者負担とする。平成19年4月1日から施行する。

65歳から69歳の軽度障害者の助成制度については、患者負担が老人保健制度における自己負担割合と同率になるよう助成する制度とされており、この考え方を踏襲する。したがって、軽度障害者の現役並み所得者については、引き上げられた1割部分を含めて患者負担3割となる。施行日は本年10月1日となっております。

今般の改正は、障害者の医療費助成について所得制限を導入するもので、それぞれが所得に応じた負担を求められるものであり、時代の趨勢だと考えます。

次に、児童館の建設及び学童保育についてお答えいたします。

第2の児童館の建設につきましては、先ほどの長崎智子議員の質問にお答えしたとおりであります。

学童保育は、就労等により、日中、保護者がいない家庭の小学校に就学している10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊びの場を提供して、その健全な育成を図るものであります。

児童の健全な遊び場として、地域における公共的な施設の有効活用を考慮しながら、子どもたちのよりよい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、環境問題についてを、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） 稲村功議員、件名2、環境問題について、要旨(1)、東部清掃センター施設取り壊しについてお答えさせていただきます。

新川広域圏旧東部清掃センター解体工事につきましては、去る8月30日に入札が行われ、熊谷組・小川建設工業・竹田建設新川広域圏事務組合旧東部清掃センター解体工事共同企業が2億1,525万円で落札し、翌31日付で仮契約が締結されたところであります。

工事期間は、本契約の翌日から平成19年3月30日までとなっております。

次に、解体工事に伴うダイオキシン及びアスベスト対策につきましては、ダイオキシン特別措置法、石綿障害予測規則及び厚生労働省の通達等に基づき、ダイオキシン濃度や石綿含有量の調査・分析を行い、その調査結果を踏まえた上で解体工事の設計書が作成され、入札

が執行されたところであり、廃棄物処理法等の関係法令に沿って適正に処理・処分されることとなっております。

跡地利用につきましては、解体後は更地にされる状況でありまして、今現在のところ、計画は立っておりません。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、病院経営についてを、あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長九里正憲君登壇〕

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 件名3、病院経営について、要旨(1)、病院の決算についてお答えさせていただきます。

病院の経営状況につきましては、決算書により報告したとおりであります。

損益決算書をごらんいただきたいわけですが、平成17年度の純損失は11億8,887万7,804円で、前年度繰越利益剰余金1億4,440万321円を差し引いた10億4,447万7,483円を平成17年度未処理欠損金としたところであります。

10億円余りの欠損金が生じた理由につきましては、平成17年度は、新病院が完成して11月に営業を開始するとともに、旧病院を取り壊して、現在建設を進めております患者専用駐車場の敷地造成を行うなど、特異な年度でありました。旧病院を取り壊したことに伴い、減価償却未処理額5億9,297万8,556円を特別損失として計上したこと。同じく取り壊しに伴い、廃棄した医療機器の減価償却後の残存価格1億1,326万8,866円を帳簿価格から取り除き、資産を減らす資産減耗費に計上したこと。さらに、3年間にわたり継続費を組んで建設仮勘定により新病院の建設を行ってまいりましたが、開院により、建設に要した消費税額3億3,696万1,757円を雑損失に一括計上したことなど、これらの合計額10億4,320万9,179円を、当年度に実際に現金を支出したわけではありませんが、地方公営企業法に基づいて計上し、経理したことにより生じたものであります。

今後、「経営の安定なくして良質な医療なし」の認識のもと、安定経営を目指し、職員が一丸となり、粉骨砕身、事業運営に取り組みたいと考えております。

なお、公共バスの増発と近隣町への相互乗り入れについては、先ほどの質問に産業部長が答えられたとおりと理解しております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） 順次、再質問をさせていただきます。

まず、県単医療費助成の見直しについてであります。私のお聞きしたいのは、町長がこの富山県のすぐれて誇るべき医療制度を存続するほうに県に働きかけてはどうかと。

この事業は、主体は一応各市町村であります。それに従って、県は半額を補助するという仕組みになっております。せっかく富山県民が望んで打ち立ててきたこの医療制度を、今崩すことの意味はどこにあるのか。つまり、それはあくまでも患者負担においてしか、それらの見直しはなされないわけでありませう。

先ほど持続可能な医療制度の維持のためとおっしゃいましたが、県議会でいろいろと議論された経過を見ますと、実際に平成27年度までの10年間の推移は、そこそこ3,000万円の負担があれば維持できるという民間の、つまり医師側のほうの資料も出されております。県は5億だとかという負担になるというのがありますが、実際のことを、医師の専門家が出した資料ではそのように言っております。だから、すべて三位一体に片づけるのではなくて、やはり患者さんのことを思えば、県民の幸せのことを思えば、この見直し、今崩すことは非常に県民に対する医療の後退にならないか。そのことについて、まず町長のご意見をお伺いしたいわけでありませう。

議長（吉江守熙君） ただいまの県単医療費助成の見直しの件についての答弁を求めませう。

町長。

町長（魚津龍一君） 先ほど部長が答弁申し上げましたように、「健康保険法等の一部を改正する法律」「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」、これが国会で決まったわけでありませう。

そんなことを踏まえてだと思ひますが、石井知事は「医療費助成制度のあり方懇談会」を設置されました。私ども県の町村会といたしましての委員として、上市の町長さんに参画をしていただいております。市長会からは、高岡市の市長さんだったというふうにしてあります。そういう中で、町村会は町村会として、市長会は市長会として意見の交換をしながらあり方懇談会に出席をしていただき、その中間報告が先ごろなされたわけでありませう。

そんなことで、議員が1972年の富山県の県単医療費の助成というのはすばらしい経緯があると。これは私も同感するわけでありませうが、中沖知事から石井知事にかわられまして、石井県政の中で医療費の助成制度のあり方を検討する懇談会をつくられたわけでありませう。そ

んなことで、今後は県議会でも議論されていくはずだというふうに思っております。

ただ、町村会といたしましては、朝日町町長としてもそうでございますが、やはり県単医療費の問題につきましては、真摯に受けとめるところは受けとめて、そして負担をしていたところは負担をしていく。そういうものであるだろうというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） あり方懇の結論に従うという町長の大方の意見だったと思いますが、このあり方懇といえども、県知事の思うような結論には至っていない。そういう一応抵抗的なものも含まれておるわけであります。

そこで、このあり方懇にいま一度、県の町村会、あるいは市長会などを通じた意見の場で、どうしてもこの富山県の医療制度を維持すべきだということを、私はやっぱり朝日町の町長として、代表として言ってもらいたいわけでありますが、これはまた医師会、特に産婦人科の医師会なんかは非常に妊産婦助成の見直しについて反対しておられます。

新聞報道によりますと、妊産婦助成を廃止するべきでないという意見が この10市町村の首長の中で、魚津町長だけがここでは「廃止すべきだ」というふうにおっしゃっておられます。

町長さんは常々少子化対策ということで力を入れておられますが、少子化対策の面からも妊産婦助成の補助制度を廃止するということはいかななものか。そういうものを1つ1つ精査して、やはり県民の暮らしのプラスになるように町長として奮闘してもらいたいわけであります。

大方の町長の態度はわかりましたが、この妊産婦助成についてだけ、個別的にこれが突出しておりますので、どうして廃止すべきなのか、町長の意見をお答えいただきたいと思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） ひとつ政策を決める中では、いろんな方のご意見を聞く。その手段と手法として、ある意味では問題提起をする。これも政治をつかさどる者としての役割でなかろうかというふうに思っております。

つまり、先ほど申し上げましたように、地方自治体が望んでもできないことも多々あるわけでありまして、そういう意味では、私は少子化対策につきましては取り組んでおるわけで

ありますが、そういう意味合いを含んでアンケートに答えたわけであります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） いろんな意見があってもいいということで出されたら今町長がおっしゃいましたが、では実際にこの妊産婦への助成を打ち切ってもいいのですか。少子化対策を叫ばれておるときに、それは非常に矛盾しませんか。これは細かい点かもしれませんが、いろんな項目がある中で、しかし、他のすべての首長さんが廃止すべきでないとおっしゃっておる中で、あえて廃止すべきだというふうにおっしゃった理論的な根拠をちょっとお伺いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 県単医療費助成制度そのものを考えようということで、あり方懇談会が設置されたわけであります。その中で、アンケートが来たことに対して、私は問題提起をしたわけでありまして、このあり方懇談会は中間報告でございますので、最終報告を受けて石井知事さんがどのようにされるのか、推移を見守りたいと思っています。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） 妊産婦と少子化対策についての関係が、町長の中には、今の答弁ではちょっと欠落しているというふうに私は感じました。

事ほどさように、この富山県の県単医療費助成制度、これは本当に全国からも注目されておるのです。最後に残ったと言っている富山県のとりでがここで崩れるというのは、全国の自治体の方々にも、「ついに富山も落城か」という懸念を抱かせるのではないかと。そういう点で、私は、「富山県の医療ここにあり」ということで、すべての首長が県知事さんにこの制度の存続を要望されるように望むものであります。

次に、児童館の問題であります。はっきり言って、児童館は今建設する必要はないというお考えなのか、端的にお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの児童館の件について答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 児童館の建設について、第2の児童館ということではありますが、今、その考えはございません。

ただ、先ほども答弁で申し上げましたように、地区における公共的な施設の有効活用を考慮しながら考えていきたいということでもあります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） 去年できた児童館は大変好評であります。そしてまた、それが相乗効果をもたらして、泊の児童館まで通えない山手側の児童、父兄の方々には、その児童館の建設が非常に待たれております。これは、当然、近々第2の児童館の建設ということが非常に大きな要望として出てくると思っておりますが、今のところ、児童館の建設は考えていないということではありますが、これは今後の検討課題として篤と頭に入れておいていただきたいと思っております。

さて、学童保育であります。今ほど答弁に民生部長が当たられました。先ほど出ました全国のすべての小学校区に学童保育を行うという方針、これは文部科学省、厚生労働省、両省ともに出しているわけであります。

そして、これは私が質問を提出するときには、私はそこまでちょっと勉強不足でありまして、町の対応も民生部長だろうとは思っていたのですが、今度出された計画をよく見ますと、各市町村の教育委員会が中心になってこれに当たるということでもあります。学童保育もいよいよ政府の少子化対策、あるいは子どもの安全のための中心的な、大きな課題となって取り組まれたことは、非常にうれしいことだと思います。

それに対して、これに対応する市町村が、来年からやるというのに、いまだに民生のほうで対応するというのはいかなものか。教育委員会はそのことを察知していないのか。ちょっと答弁をお願いします。

議長（吉江守熙君） ただいまの学童保育の件について答弁を求めます。

教育長。

教育長（永口義時君） 今ほどの質問の中の学童保育につきましては、私ども教育委員会とか、あるいは学校関係には正式に文部科学省からそういった方針で来年度するという通知は何も来ておりません。今おっしゃったように、私どもも報道関係とかそういった中で承知はしておりますけれども、そういった中で学校関係者とも話はしております。そこで、いろいろな問題もこれから出てくるなということの懸念はしておるわけでありまして、正式にはそういった話が来ておりませんので、今、ここで軽々にお答えすることはできないというふうに思っております。

議長（吉江守熙君） 稲村 功君。

9番（稲村 功君） 来年度から実施するという、しかも省庁の予算要求の中で出てきておる中において、まだ末端の市町村のところではその意識が徹底していないというのは、これはやっぱり政府のほうの不十分であるとは思いますが、それではそれぞれにお尋ねいたします。

これは、全国のすべての小学校が対象であるそうであります。文部科学省のほうの事業は「放課後子ども教室推進事業」。新規にこれに対応するということでありまして、予算要求も71億増えて137億だということであります。もう一方の厚生労働省のほうは、事業名は「放課後児童健全育成事業」だそうであります。これもすべての小学校に対応する箇所で行っていくと。これは189億円予算計上をなされております。

それぞれ今の段階で、こういう政府のほうの頼もしいバックアップもある中で、この学童保育について、町のほうの対応について、その意気込みというか、それを示していただきたいのですが、まだはっきりしないからわからないというのではなくて、同時に、速やかにプランを練るとか、そういうことの意気込みについて、ひとつ両答弁者からお願いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

教育長。

教育長（永口義時君） 学校で学童保育を行うということになりますと、その主体が、今おっしゃったように、学校が主体になるのか、厚生労働省側のほうの、例えば地域の皆さんとか、あるいは教員を退職したような方々でそれを運営していただくのか、その内容等がまだはっきりしておりませんので、先ほど言いましたように、こちらのほうでお答えする、今そういう資料は持ち合わせていないということでございますので、そういったことになればどうするかということは、学校関係者とは話は進めておるところでございます。

議長（吉江守熙君） 学童保育の件について答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） 厚生労働省でそういうふうな概算要求をされたということですが、先ほど教育長も申し上げましたように、国のほうからの詳細についての内容はこちらのほうでは把握しておりません。

ただ、議員がおっしゃったように、その概算要求で、厚生労働省関係で189億7,000万円ですか。これが概算要求されていると言われますが、中身は私ども細かくは承知をしておりません。ただ、私どもが知り得る範囲ですが、何か基準が今までの基準よりもちょっと辛く

なった。厚生労働省のほうの補助金の対応がちょっと辛くなった。そういうふうな情報を少し持っている程度でございます。

その取り組みへの意気込み云々というのは、この学童保育につきましては、先ほどの児童館の関係の答弁でも地区の云々というふうにお答えしましたが、この放課後児童健全育成事業、これにつきましても、地区の方々、ボランティアを含めて、そういった方々のご協力が不可欠という事業だというふうには思っております。その辺が整理されてというふうには、また地区のご意見も伺いながらというふうになるのかなと考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） 民生部長はなかなか頭がよくて、「知らない、知らない」と言っておりながら、ちゃんと中身のほうは、あらあらなことはもう把握しておられる。そういう点で、この学童保育は、今や文部科学省も厚生労働省もともに必要というふうに認めている大きな、社会的な変動でありますね。

その点で、私は、町民の要望でありますこの学童保育、児童館も含めてであります。子どもの健全育成、それから安全、それから父兄の安心して働ける条件、こういったものを総合的にとらえて児童館建設するなり、あるいは学童保育を小学校や各保育所、あるいは公共施設を使つての実施、これは今本当に花を咲かせる寸前に来ていると考えるわけであります。

その点で、町長、この学童保育、児童館等についての今の考えがとおりかどうかお聞きいたしたいと思ひます。

議長（吉江守熙君） ただいまの学童保育、児童館について答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 議員もかなり長い議員生活をしておられると思ひますが、概算要求はあくまでも概算要求なんですね。

従来ですと、12月22日に、天皇陛下の誕生日の前日に予算が決まるわけであります。そういうさなかに質問されましても、恐らく答えることはまずできないだろうと思ひしております。予備的に、そのような情報は、私は全く知りません。

それともう一つは、児童館は私が勝手につくつたわけではございませんし、議員各位が率先してつくられたものではないと思ひしております。これは、朝日町に12保育所があったのはご存じだと思います。そのうちの中で、小川保育所なり笹川保育所の園児の減少に伴ひまして、朝日町の保育所はどうあるべきかという形の中で民間の方々のご意見を賜りまして、そのよ

うな中でひまわり幼稚園を建設したわけであります。その隣地にあった旧の泊中部保育所を保健センターと児童館とあわせて使っているのが現実でございます。ご存じのように、そこにはパートの職員と役場の職員がいるわけであります。

議員は「第2の」という話をされますが、そこで少しさかのぼって検討せざるを得ないと思っておりますのは、あさひ野小学校にプールをつくれというお話があったと思います。現在は、できていることは事実です。そのときは、あさひ野小学校の子どもたちがらくち～のへバスで向かいまして、水泳の授業をやって帰ってきている。これで実は夏休みになったときに、父兄の方も議員も言われたかと思いますが、子どもたちがらくち～のまで、夏休みの期間、水泳に行くことが難しいと、こういう議論があったと思います。

そんなことで、これから考えなくてはならないのは、一度学校から家に帰って、そしてまた出てくる、例えば第2児童館に。そのときの家から仮称第2児童館に来るまでの間の子どもたちの安全など、そういうこともやはり当然議論をしなければいけないわけであります。

そういうことで、今ほど重ねて私にお聞きなされましたが、現在のところは、先ほどから申し上げております部長なり、教育長の方針は、町の方針であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村 功君。

9番（稲村 功君） 今の町長の答弁と先ほどの2人の答弁者の答弁でわかったのは、これほど今社会的な問題になっております子育て事業、あるいは少子化対策、そういったものについての基本的な認識において、やや希薄ではないかと。これほど全国的にも要望が高まっております学童保育、児童館の問題について、しっかりとした展望を持っておられない。これは、第4次総合計画にも関連するわけでありますが、早くやっぱりしっかりとしたしん(コア)をまず確立していただきたいと思っております。

それから、断っておきますが、文部科学省が学校に学童保育ということになると、すぐ学校、教職員にそれをさせるという、それは全くそうではありませんで、学童保育は教職員のエリアではないと。これだけははっきりしておかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、現今非常に問題になっておりますこの児童館、学童保育についての町のしっかりとした方針を打ち立てていただきたいと思っております。

次に、最後の病院問題であります。私、壇上からも言いましたが、予算書との関連、あるいは今ほど病院の事務部長が答弁されたことを聞きますと、大宗において、その赤字は大体予測されたわけであります。

しかし、町民の方々はそのことをなかなかまだご理解されていないと思います。それで、あえて質問したわけでありますが、何分にいたしましても、つまり今年度は建てかえした最初の年度でありまして、特別な決算だということは承知いたしますが、この赤字解消の明確な計画とそれに対する対処をしっかりと示していただきたい。

その点で、3年継続のこともありました。これから今後90億近い企業債の返還の計画などを、今わかれば、町民の方々に安心感を与える意味でもお示し願えないかと思えます。

議長（吉江守熙君） ただいまの病院、企業債の件についての答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 今年度の決算で10億円の赤字を出したわけでありますが、先ほども申し上げましたように、これにつきましては特別な年ということで、旧病院を取り壊したものの、費用ではありません。減価償却として償却前の金額が残っていたというようなものでありまして、実際にこれによって5億9,000万の数字を支出したものではありません。

したがって、来年度以降、先ほど申しました金額につきましては、ないものというふうに考えていただければ、病院の経営がどういう状況かご賢察いただけるかと思えます。

来年度以降につきましては、職員が一丸となりまして、先ほども申しましたように、経営に努力していきたいというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） ご賢察云々とおっしゃいましたが、私ができる云々というよりも、町民の方々にそれをわかりやすくということで、その機会ということで質問させていただいたわけでありますが、この病院のバスについて、総務部長が答えたとおりだということでありますが、病院側として1人でも多く来ていただく。そしてまた、安心して診ていただいて、バスで帰っていただく。今病院に来ておられる方が非常に不便に感じておられるのは、朝来るのは来られるけれども、帰りの交通手段がないということで非常に困っておられる。この解消1つとっても、小さなことではあります。病院経営の健全化のために大いに役立つのではないかと。

そういう姿勢を当局が示すことが大事ではないかと思うわけでありますが、総務部長の言ったとおりというのはどういう回答であったか。私、忘れちゃったので、その中身をもう一遍言ってください。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 入善町、朝日町それぞれの相互乗り入れ等につきましては、入善町のほうはバスのダイヤが過密している。それから、費用対効果が得られないというようなことで困難だというふうな答弁だったかと思います。

病院としても、独自でやるということは、再三過去にも答弁しておりますが、費用対効果の関係からできないものというふうに考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

9番（稲村 功君） 費用対効果、つまりやってももうからないということでは出さないということではありますが、いや、今、朝日町の公共バス、愛本から来ていますね。あのバスに非常に上のほうからも来ておられます。ところが、帰りが、午後からの便が何か4時かそこらまでないのだそうであります。12時ごろから4時の間の1本でもいいから、増やしてもらえば非常にありがたいという大きな声があります。これにこたえたらどうですか。これはやっぱり費用対効果の対象であって、そういうのはだめですか。一考だにする価値のないものですか。そこをもう一遍お尋ねいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 病院としては、多くの患者さんに来ていただければありがたいわけではありますが、当然町としての方針もございますので、私一存では答えられません。産業部長とまた相談をしながら協議させていただきたいと思います。

議長（吉江守熙君） 稲村功君。

9番（稲村 功君） これはやはり開設者たる町長のお出ましの番だと思いますが、町長、こういうわずかなことでも、やっぱり病院の健全化のためにはちょっと努力してもいいのではないですか。バスの増発についての町長の意見をお伺いいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまのバスの件についての答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 私どもの職員が入善町の町営バスとの交互乗り入れについては意見交換をしております。それは、ご案内のように、富山地方鉄道が愛本から泊の線がなくなったことによって、朝日町が幹事元になりまして、そして宇奈月町 今の黒部市ですが、入善

町の距離数に合わせて運営費を負担していただいているわけでありませう。

過去に、病院自体で車両を購入し患者の送迎というものについても検討した経緯があります。そういうことを踏まえて、職員は費用対効果を重視しているのだらうと思っておりますが、議員の各位は車を買えばという考え方でございませうが、当然、車を買いますと、車を運転する人が必要になってくるわけですね。そのどこまでがサービスとして提供できるか、こんなことだらうと思っております。例えば町の町政バスにつきましても、今複数の方で1つの路線バスをローテーションしていただいております。その中で、やはり1日幾らという費用を出しているはずであります。そんなことと乗っていただける人数との計算をいたしますと、当然費用対効果というのは歴然として数字としてあらわれるわけでございますので、そういうことも考える必要があるだらうと。

これは朝日町にも、あり余って行政をやれる問題ではございませぬので、当然、一般家庭と同じ収入と支出のバランスを考える。これは費用対効果として当然なことだというふうに思っております。

議長（吉江守熙君）時間が来ましたので、稲村功議員の質疑を終わります。

次に、梅澤益美君。

〔6番梅澤益美君登壇〕

6番（梅澤益美君）大分お疲れのようでございますが、6番の梅澤でございます。ただいま議長のご指名を受けまして、さきに通告してあります2件について質問をさせていただきます。

最近、少子高齢化、人口減少が進む中で、不在地主や家主が増えてきていることと思っております。特に空き家などは、道路に屋根がわらが落ちてくるといった倒壊寸前の家などたくさんあり、困っている町内などがあります。このような状態が続けば、町の発展にも大きく影響するものと思われませう。

個人の財産に関することではあります、町として解決策はないかお尋ねをいたします。

次に、資源物回収広場ではあります、町では木流川の近くに1カ所あるだけだと思っておりますが、指定日となりますと、車で大変混雑をいたしております。

町の空き地や空き倉庫、あるいは空き家などを利用して資源物回収広場をつくることのできないか、当局の考えをお尋ねいたします。

最後に、明治記念公園についてお尋ねいたします。

昔はよくあそこの建物が利用されていたのでありますが、今は利用もされず静かに、修理

もされず昔の姿のままで建っているのです。

芝生広場を含めて、いつまでもあのままでよいのかなと疑問に思うのでありますが、町として何か計画を考えておられるのかお尋ねをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（吉江守熙君） ご苦労さまです。

ただいまの梅澤益美君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、住民要望についての要旨(1)及び件名 2、明治記念公園についてを、総務部長。

〔総務部長竹内寿実君登壇〕

総務部長（竹内寿実君） 梅澤益美議員、件名 1、住民要望についての要旨(1)、不在地主や空き家対策についてにお答えいたします。

当町でも、近年、市街地の空洞化や過疎化等に伴い、町内各地に空き家が見受けられるようになってきているのは、ご存じのとおりであります。

先ほどのご質問にもお答えいたしましたが、定住促進や地域活性化の観点からも、今後、町といたしましては、活用可能な空き家について、情報提供システムなど空き家対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

一方、かつてはにぎわいを見せていた町並みも空き家が増え、空き家から廃屋へ、さらには危険家屋となることで、その存在が景観を損ね、あるいは近隣住民への防犯上などの影響を及ぼすことも懸念されます。

しかしながら、建物等は私有財産である以上、行政が一方的に取り壊しや撤去を行うことはできず、建築基準法においても、「建物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持する」ことが規定されており、建築物等個人の財産については、その所有者等が自主的に維持管理を行う義務があります。

当町に限らず、他の自治体におきましても、こういった問題に苦慮していると聞いておりますが、町といたしましても、今後何らかの措置を講ずる必要があると認識しております。私有財産については、自己管理が原則であり、所有者等のモラルに頼る部分が多いことから、まず廃屋の周囲に与える影響や法の遵守等について周知・啓発していくことが基本であると思います。

町といたしましても、自治振興会や住民の皆様のご協力のもと、先進事例も参考にしながら、今後とも調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、件名 2、明治記念公園について、要旨(1)の建物と芝生広場についてであります。

明治記念館は、明治 11 年、明治天皇の北陸御巡幸に当たり、宮内庁から伊東祐明氏の邸宅

が行在所に指定され、同年9月28日に明治天皇が宿泊された建物であります。

その後、大正時代に伊東家より土地、建物が旧泊町へ寄附をされ、現在は町において管理を行っているところであります。

昭和8年11月には、史蹟名勝天然記念物保存法により、文部大臣より史蹟の指定を受けましたが、昭和23年に指定は解除された経緯があります。

明治記念館は、長い年月が経過し、建物の至るところが破損、腐食するなど老朽化が進んでいる状態であり、雨戸や壁板の修復や屋根の雪おろしを行うなど、維持管理に努めているところであります。

また、敷地内の公園につきましても、より利用しやすく親しみの持てる公園とするため、平成8年から9年にかけて、有利な財源措置のある起債や県補助金などの助成制度を活用したまちづくり総合支援事業などにより、園内一帯を整備するとともに、その後も周辺の雑木の枝切りや害虫防除を実施し、定期的に除草や清掃を行い、町民の憩いの場としての公園づくりに努めてきたところであります。

今後の明治記念館につきましては、老朽化が進んでいることから、その存続のあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名1、住民要望について、要旨(2)についてを、民生部長。

〔民生部長吉田 進君登壇〕

民生部長（吉田 進君） 梅澤益美議員、住民要望についての要旨(2)であります資源物回収場所の設置についてお答えいたします。

資源物の回収につきましては、増え続けるゴミ対策とともに、リサイクルによる限りある資源の有効利用や、環境への負荷の軽減を図ることを目的としており、各町内の皆さんのご協力のもと、町内ごとのステーションに搬入していただいているところであります。

資源物回収広場は、平成15年度より主要地方道入善朝日線に面した木流川近くに設置し、日曜日と水曜日の週2回、午前7時から午後7時まで開設しております。

また、回収する資源物におきましては、空き瓶、空き缶、ペットボトルを初め、新聞紙や雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を回収しているところであり、限りある資源を有効に使う循環型社会へ向けた取り組みを推進しているところであります。

最近では、開設日の朝から夕方までの幅広い時間帯に利用できる便利さなどから、資源物回収広場の利用者は増加傾向にあり、資源物の回収量も、平成 15 年度が 458 トン、平成 16 年度が 477 トン、平成 17 年度が 488 トンと年々増加してきているところであります。

一方、リサイクル団体による資源物の回収量は、平成 12 年度の 273 トンをピークに、平成 17 年度におきましては 146 トンとなっており、対ピーク時の約 53%に減少しております。これらは、地域のコミュニティ活動の低下や、資源物回収広場の利用増による減少が考えられます。

地域の空き家などを利用し、これら施設を地域で設置していくことも 1 つの方法であるかと考えられますが、地域の皆様とよりよい回収方法を考えてまいりたいと思っております。以上であります。

議長（吉江守熙君） ご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6 番（梅澤益美君） 空き家対策であります。先ほど同僚議員からもこれについて質問があったわけですが、最近、市街地の空き家というのは、在方の空き家とまた違いました。非常に アメリカシロヒトリとかそういうものも連鎖して、その後ろに木があったりするというわけがあります。そうすると、結局、不在地主もありますけれども、そういう対策というのは、町内会でいつもいつもやっておれないわけですね。

こういう点は、町がどのように考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

議長（吉江守熙君） ただいまの空き家対策の件について答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） なかなか所有者とかそういった把握のできない方とか、難しい物件につきましてもの仮に相談がありましたならば、行政といたしましても、現地を調査するなり、そういったことをしまして、危険であれば、その所有者などを確認しながら指導を行うなど対処してまいりたいと考えております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6 番（梅澤益美君） もう 1 つの空き家対策であります。先ほども質問の中で申し上げましたけれども、道路にかわらが落ちてくるとか、名前は言えませんが、そういう危険のある建物があるわけがあります。そういうのは、今、町内会でロープで縛ったり、針金で縛った

りしているわけでありますが、そういう建物は、先ほども申しましたように個人の財産でありますから、構うことができないのは重々わかっています。

そこで、町のほうで、今専属といいますか、お願いしておる弁護士さんもおられるわけにありますね。そういう方にご相談をいただいて、こういう問題の解決ができないものかというところをお尋ねいたします。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） 今ほどご指摘のありました点につきましても、非常に難しい問題かと思えます。個人の財産という問題もありますので、一方的には行政が措置することができないのですけれども、その辺も含めまして、顧問弁護士等にも相談しながら検討していきたいと思えます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） もう1つ、その空き家であります、町の中で子どもさんが空き家に、子どもさんといいますとちょっとあれですか、学童と言ったほうがよろしいのでしょうか。そういう子どもが入っているのを二、三聞いているわけでありまして。「危険じゃないか」「あそこへ入って、あら何してんの」という話があるわけでありまして、今後そういうことがないように、また事故が起きてからああだこうだ言う前に、ひとつその辺を検討していただきたいと思うわけでありまして、その点についてお答えください。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を願います。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） 具体的に、もしそういった箇所があるとしたら、現地などを確認しながら、所有者なりそういったことも調査しながら、また対処してまいりたいと思えます。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 次に、資源物の回収広場でありまして、先ほどから費用対効果の話が出ていますけれども、この回収を自主的に町民の皆さんがそこへ持ってきていただいて、そこで何力所かつくって、広域圏の業者が来て集めていったほうが非常に効果がいいのか。各町内会で、自治振興会といいますか、そういうところでお世話をいただいて、た

くさんのところを回って回収していかれたほうが、費用対効果がいいのか。そこら辺をちょっとお聞かせください。

議長（吉江守熙君） ただいまの資源物回収場所の件について答弁を求めます。

民生部長。

民生部長（吉田 進君） その前に、私が先ほどお答えしました資源物回収でありますけれども、回収広場への持ち込み量は増えておって、一方、町が奨励しておりますリサイクル団体による回収が落ちているというところであって、リサイクル団体の方々の回収量が増えれば、持ち込みも減ってくるのかなというのも1つの方法といえますが、そういうことはあります。

今、数字的なことがありますので、住民課長にちょっとその辺答えさせます。よろしくお願ひします。

議長（吉江守熙君） 住民課長。

住民課長（数家善継君） ちょっとご質問の趣旨といえますが、費用面においてということなのですが、何と何ということによって……。

〔「回収広場で集めたほうがいいのか、今までどおり各町内を順番に集めて回ったほうが、どちらのほうが費用の面で効果があるのかということです。費用が要らないかということ」の声あり〕

住民課長（数家善継君） 各町内を回っているという現状があります。そしてまた、資源物回収広場というもので集めているという2つの手法といえますが、そういったやり方でやっているというところでもあります。

そこで、1つの資源物回収広場を例えば2つなりということにした。そうすると、各町内を回っているところ、これをなくしていいのかという問題があります。そういうわけにも現実的にはいかないと思いますし、単純に議員のご質問で言えば、箇所数が少ないほど、時間的な効率、またそれに応じた費用というものは少ないかというふうに思います。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） 今、部長のほうからボランティアの方といえますが、私はそういう方の収入のことだと思いますが、お話しされました。

また、費用対効果のことですと、何力所かに集めて、そこに町民の皆さんが持っていけば一番効率がいいということだろうと思いますが、そうはいかないという話であります、そ

うはいかないことは十分わかっていますが、できるだけ町民の皆さんが自主的に勤めの休みとか、あるいは勤めの行き帰りに持っていかれるような、そんな場所を何カ所かつくったほうがよろしいのではないかなと。

それで、その分安くなった分は、広域圏の負担割合ということになりますと、どういうふうな割合になるのですかお話しください。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

住民課長。

住民課長（数家善継君） 資源物における広域圏の負担割合というものは、現在、発生しておりません。町単独で行っている部分と広域圏事業として行っている部分がありますので、資源物をそうしたからといって、広域圏の負担が増えるとか減るとかという、町の事業ではその部分はありません。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） ちょっと質問の仕方が悪かったのかなと思いますが、資源物は必ず回収車が集めて、どこかへ持っていっているわけでありませぬ。持って行って、それがアルミ缶なら幾らのお金になるのかわかりませぬけれども、段ボールは幾らかわかりませぬけれども、集める場所を少なくして早く回収できれば、恐らくそういう回収の費用が安く上がると思うのですけれども、町の負担がその分だけ減るのではないかなということではありますが、その辺同じなのですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの件について答弁を求めます。

住民課長。

住民課長（数家善継君） 議員ご質問のとおり、箇所数が少なければ少ないものと理解しております。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6番（梅澤益美君） その話は、また後ほどさせていただきます。

最後に、明治記念公園のことではありますが、先ほど修理をしながら来ておられるようなことを 草刈りはしておられるのは重々私もわかっていますが、屋根のほうも大分草が生えてきている。周りを見てみると、ビニールが当たっておるのも、それも破れてきておる。雨どいはあっちこっちとれてきておるということではありますが、修理と言われましても、あれ

では修理の仲間に入らないので、いつかつぶれていくのを待っておられるのかなというように感じでありますから、もう少し保存するなら保存する。あまりみすぼらしい形ではなくて、もうちょっと何かきちっとしていただけないかなと。ビニールもばらばらになって、ガラス戸は戸がなくなって……。ビニールが当たっているのはいいのですが、破けたままとかというのはちょっとみすぼらしいですから、一応「記念公園」という名前がありますので、もうちょっと何とか見ばえのいいように何かしていただけないかなと思うのですが、これについてどうですか。

議長（吉江守熙君） ただいまの明治記念公園についての件、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（竹内寿実君） 明治記念館は、築後 100 年以上もたっておりまして、相当老朽化が進んでおります。仮に修繕をやるにいたしましても、相当な金額がかかるかと思えます。そういった経費の問題なり、また過去の歴史的な建物ということもあるものですから、その辺も含めながら、今後検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいまの答弁でよろしいですか。

梅澤益美君。

6 番（梅澤益美君） 長くたてば、だんだん建物が傷んでいくのはよくわかるのですが、あそこの公園の日当たりが悪いのも、また 1 つの原因かなと思えます。非常にうっそうとして、記念館の建物のところへ木が覆いかぶさったような感じでいつもあるわけですね。何となくあそこへ入っていくと、公園と言いながら、何か物騒なような感じがいたします。公園なら公園らしく、もうちょっと木の手入れもしていただいて、あそこの公園へ行ったら青空が見えるような公園であってほしいなと私は思います。

それと、町の近所の方にいつも言われるわけですが、アカマツの手入れなんかも、たまにはしたらどうかと。せっかくあそこに 1 本だけ、歩道のところに昔からあの松の木があるわけです。そういうこともちょっと検討していただければと。

お金のかかる話ばかりでありますけれども、あまりうっそうとした、何か公園と言いながら物騒で入れないような公園では公園ではないので、もうちょっと気楽に行けるようなさわやかな公園にしていいただければと、かように思いますので、よろしく願います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（吉江守熙君） ご苦労さまでした。

以上をもって町政に対する一般質問を終結いたします。

議案の委員会付託

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

上程されております、認定第1号 平成17年度朝日町一般会計歳入歳出決算から議案第56号朝日町重度心身障害者等の医療費助成に関する条例一部改正の件までの16議案、これを朝日町議会会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、上程されております認定第1号から議案第56号までの16議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

陳情の委員会付託

議長（吉江守熙君） 次に、陳情を議題といたします。

今期定例会までに受理いたしました陳情は、次のとおりであります。

陳情2件。

1つ、「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情。陳情者全国労働組合総連合、議長、坂内三夫。所管総務産業委員会。

1つ、トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書。陳情者全国トンネルじん肺根絶北陸訴訟原告団、団長、中山宣幸ほか2団体。所管総務産業委員会。

以上であります。

陳情2件は、所管の委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次会の日程

議長（吉江守熙君） 次に、次会の日程を申し上げます。

20日、21日は総務産業委員会、民生教育委員会を開催いたします。

また、22日は議案調査日、25日は本会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（吉江守熙君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後4時35分）